

平成20年度第3回

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

日 時：平成20年8月29日（金曜日）

午後1時30分から午後5時20分まで

場 所：特別会議室

平成20年度第3回 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 議事録

日時：平成20年8月29日（金） 午後1時30分から午後5時20分まで

場所：県庁4階 特別会議室

出席委員：森杉 壽芳 委員 遠藤 勝彦 委員 長田 洋子 委員
加藤 徹 委員 高橋千代恵 委員 徳永 幸之 委員
沼倉 雅枝 委員 両角 和夫 委員 山本 信次 委員

司 会 只今から平成20年度第3回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開催いたします。本日は森杉部会長はじめ8名の委員に御出席をいただいております。行政評価委員会条例の規定による定足数を満たしておりますので会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。なお、長田委員におかれましては30分程遅れる旨の連絡を、また、田中副部会長からは所用のため欠席する旨の連絡をいただいております。

会議に入ります前に資料の確認をさせていただきます。次第と出席者名簿、資料1、資料2、追加資料1～5をお配りしています。また、評価調書の御持参をお願いしております。お手元がない場合は、事務局へお申し付けください。

それでは会議に入りますが、御発言の際には机正面にございますマイクスイッチをオンにしてマイクのランプが点灯したことを確認してからお話し願います。また、発言が終わりましたらスイッチをオフにしてください。

森杉部会長、議事の進行についてよろしくお願いたします

森杉部会長 これより議事に入ります。まず議事録署名委員を指名します。今回は、加藤委員、高橋委員のお二人にお願いしたいと思います。

次に、会議の公開についてですが、当会議は公開とします。傍聴に際しましては本会場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願いいたします。また、写真撮影、録画等につきましては事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願いいたします。

本日の議事でございますが午後5時までの予定でございます。メインのテーマは議事（3）にありますとおり、河川、ダム、地すべり、都市公園の再評価でございます。問題が無いようであれば原案どおり事業継続となりますが、問題がある場合は先送りすることができますので次回説明をいただき再審議を行うこととします。よろしくお願いたします。

それでは議事（1）県民意見の提出状況について事務局から説明願います。

行政評価室長 それでは県民意見の提出状況についてご報告申し上げます。資料1をご覧願います。今年度の公共事業再評価に係る県民意見募集につきましては6月11日から公共事業再評価調書を県のホームページや県政情報センター及び各地方振興事務所の県政情報コーナー、県議会図書室で公表し、7月10日までの30日間、県ホームページや県政だより6月号県からのお知らせ、県政ラジオでの4回の放

送、県メールマガジンへの掲載、さらに今回評価対象事業の実施箇所にあたります白石市など11の市や町の広報誌で掲載していただき県民から意見の提出を呼びかけました。郵便、ファクシミリ、電子メールで募集しました結果、残念ながら意見の提出についてはございませんでした。過去の県民からの意見の提出状況につきましては平成15年度に3件の意見が寄せられた以降、今まで意見は寄せられておりません。

参考までに他の評価における提出状況を見ますと政策評価では、ここ3年間は1件から12件の意見が寄せられております。また、大規模事業評価では審議案件によって差がありますが、多いものでは270件というところがあるものの、その他多くの案件では0件から数件という状況となっております。特に公共事業再評価については県民からの意見が少ない要因としまして、予算が縮小されている中で厳選して事業を実施していることや事業そのものが地元からの強い要望に基づき実施されてことなどが大きな要因となり、意見が少ないことが推測されるところであります。

なお、今後も事務局としては可能な限り、多くの県民の方から意見提出いただけるように周知方法の工夫等に努めて参りたいと考えております。

以上で報告を終わります。

森杉部会長

ありがとうございます。只今の説明についてご質問、ご意見はございませんか。よろしいでしょうか。

それではご了解いただいたものといたします。ありがとうございました。

次は議事の(2)ですが、これは先日行っていました河川分科会の審議結果についてです。その前に河川事業の全体計画等についての資料が提出されています。それを聞いた上で分科会の報告をいただいた方がわかりやすいと思いますので、まずは河川事業の全体計画について県からのご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

河川課長

河川課長の驚巢でございます。私から河川事業の全体計画、現在の取り組み状況につきましてご説明申し上げます。

今日、お配りした追加資料の1をご覧くださいと思います。この資料でございます。よろしいでしょうか。それでは、ご説明申し上げます。

1ページを開いていただきたいと思います。表題に「土木行政推進計画〔河川・ダム・海岸事業〕」と書かせていただいております。まず、この土木行政推進計画でございますが、土木部所管の道路とか河川等の事業につきましての10カ年の計画を定めておまして、当初計画といたしましては平成12年に当初計画を策定してございます。その後15年度に第1回の改定を行い、今回19年度に第2回の改定を行ったところでございます。

この1ページの表の一番上でございますが、これが河川・ダム・海岸事業における10カ年の投資額でございます。年に直してございます。こちらの表でございますが、15年の計画でございますと年間231億円が投資できるところと推定したところ、今回の改定計画ではそれが160億円程度でしか投資できないだろうということで、年の平均投資額につきましては現計画の70%にとどまらざるを得ないだろうということでございます。

二つ目のグラフでございますが、上の表が直轄、国で行う事業も含めての投資額でございますが、2段目が県事業だけの分の投資額でございます。こちらにつきましてはさらにその比率は低くなりまして、現計画の63%にしか投資できないだろうということでございます。また、もう一つこのグラフの中であらわしておりますのが、建設系、いわゆる改修系ですね。それから維持管理、管理等の維持管理系でございますが、この比率等の状況でございます。やはり投資が減っていく中にありましても、やはり良好な管理水準を維持するためにはやはり維持管理系というものは余り減らせないということで今回の計画の中に盛り込んでございまして、結果として維持管理系へのシフトという形を計画したところでございます。

3項目目が今度は河川・ダム・海岸、それぞれの工種におきます配分の状況でございます。全体の投資額は減ってございますが、その中で事業区分でございますが、このうち宮城県沖地震に対する津波対策や侵食対策等を行うための海岸事業、これにつきましてはやはり今後重点的に取り組まなければいけないということで、その比率が増しているということで今後進めていきたいということでございます。

次のページが河川・ダム等の事業におきます基本方針でございます。投資額が減っていく中で、この河川・区間の重点化というものを推進してまいりたいということでございます。

1点目が治水安全度向上に高い効果が期待できる建設ダム事業に重点投資ということでございまして、きょうご審議いただきます長沼ダム及び弘川ダムの建設事業につきまして推進したいと。この両ダムとも平成24年度完成を目指しております。

2項目目が人口・資産が集積する大規模河川や都市部河川の重点的整備ということでございます。1点目が長沼ダムと歩調を合わせ、きょうもご審議いただきます迫川の整備を推進してまいります。2項目目、川内沢川、これは仙台空港のわきを流れている川でございますが、昭和61年、平成6年と二度にわたり仙台空港が冠水するというような被害を受けております。したがって、これの緊急的な対策が必要であるということで、空港の北側に新たに放水路をつくってございます。その建設に当たりまして、緊急対策特定区間という指定のもと、平成24年度完成を目指して進めております。ほか、七北田川、大川につきまして重点的に整備をしております。

3項目目、水害常襲河川の安全度向上ということでございます。河川名といたしましては、きょうご審議いただきます白石川、それから田尻川、南沢川、皿貝川等の河川につきまして、安全度向上のための整備を進めてまいります。

4項目目でございますが、宮城県沖大規模地震津波高潮対策の推進ということでございまして、河川の高潮等の対策のために鹿折川、高城川の改修を進めるとともに、チリ地震津波で設けてございまして防潮水門につきまして、これの遠隔操作化を平成20年度、今年度完成予定で進めておるところでございます。

5項目目が県の富県戦略を支援する治水施設の整備推進ということで、東京エレクトロンが進出いたします大和リサーチパーク、こちらにおきます防災調整池、河川名で申しますと竹林川でございますが、これの整備を推進してまいります。調整池につきましては今年度完成予定でございます。なお、一番下に書いてござ

いますが、土木行政推進計画におきましては、これまで河川名のみが表示だけだったんですが、やはり重点化する区間、これを明示していくということから、今回の改定から重点整備する地区名も明示するというので、この区間名等につきましてはすべて公表しているところでございます。

では、次に3ページをお開きいただきます。このような事業の進め方の中、今年度の事業再評価対象事業の概要といたしまして、まず1項目目が実施中の事業ということで、こちらにつきましては優先度の高い事業として重点的に実施しているものでございます。「見える川づくり10カ年計画」に基づく重点事業といたしまして、長沼ダム、迫川、大川、七北田川、白石川、田尻川等でございます。それから、土木行政推進計画に位置づけられている事業ということで、長沼川、荒川、竹林川、高城川、砂押川、鹿折川、坂元川、出来川等でございます。

それから、大項目二つ目でございますが、今回ご審議いただく事業の中に休止中の事業がございます。こちらにつきましては下の方に囲みをしておりますが、すべての事業につきまして必要かつ重要な事業でございますが、①から④に書かせていただきましたような理由で現在休止しているところでございます。

1点目が河川事業全体の予算額の抑制に伴い休止している河川ということで、斉川、雉子尾川、西川等でございます。2点目が下流整備による流下能力増を待って事業再開予定の河川ということで芋塚川。それから、3項目目が他事業との調整のために時期を調整中の河川ということで善川、梅田川、富士川。4点目が用地が解決次第再開予定の河川ということで鳴瀬川でございます。こちらの河川につきましては、休止理由が解消次第事業再開予定としております。

それから、4ページにつきましては、今申しました今回の河川につきましては再評価対象事業が22事業ございます。事業実施中が14、休工中が8河川でございます。また、長沼ダムにつきまして今事業再評価お願いしているところでございます。よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

森杉部会長 ありがとうございました。ただいまのご説明に対しまして、ご意見あるいはご質問ございませんか。

よろしいでしょうか。はい、どうもありがとうございました。

それでは、加藤委員の方から河川分科会の審議結果についてご報告をいただきます。よろしく願いいたします。

加 藤委員 それでは、今日お配りいただいております資料2に基づいてご報告させていただきます。

河川分科会につきましては、8月11日午前9時半から4時20分まで県庁11階の1101会議室にて行いました。担当は田中副部会長と徳永委員と私と3人ということです。

審議結果につきましては一覧にしてありますので、順序にご報告申し上げます。

まず、事業番号5番の迫川河川改修事業につきましては、これにつきましては河川事業たくさん今回あるわけですが、これの評価の考え方、例えば区間、それから期間等をこの迫川を代表事例として部会で議論していただく必要があるのではないかとということで、この迫川河川改修事業につきましては部会審議と決めさ

せていただいております。

6番の迫川（芋塚川）河川改修事業、これは平成10年度から現在休工中ですので、予定としましては平成29年度に再開予定ということで、これは工事そのものは休工をそのまま継続するんですが、事業そのものとしては継続妥当という結果であります。

7番の迫川（熊川）河川改修事業、これは現在継続実施しておりまして、この後平成22年度から28年度まで下流河川改修との調整、他事業との調整の関係で休工予定ですが、21年度までは実施するというので、これは実施で継続妥当というふうにしております。

迫川（長沼川）河川改修事業、これは実施で継続妥当ということにしてあります。

迫川（荒川）河川改修事業、これはこの後平成25年度から28年度まで予算抑制に伴う事業費配分の見直し、その関係で休工予定ですが、24年度まで工事は続けるということで、これは実施継続妥当。

田尻川河川改修事業、これについては現在実施中で、これは継続妥当としております。

11番の鳴瀬川河川改修事業、これは平成11年度から休工中で再開が平成31年度からということで、これは休工、それで事業としては継続妥当としております。

善川河川改修事業、これにつきましては平成12年度、さらに平成14年から休工中ではありますが、ここは平成29年度から再開ということで、そのまま休工、それで継続妥当。

13番の竹林川河川改修事業、これについては先ほど河川課長さんの方からご説明ありましたように、この後20年度だけ東京エレクトロン等の用地造成との絡みで明通川防災調整池、ここだけは優先的に事業を終わらせて、その後21年度から28年度まで休工予定ということで、一応この時点では実施されて継続妥当としております。

14番の白石川河川改修事業、これにつきましてはB/Cが107.314という数値が出ておりまして、これの算出手法を確認の上、その要因を説明のことということ。それから、これだけB/Cが大きいということであれば、逆にこの事業は緊急性を要するのではないか、そうすると集中投資して早期完成すべきではないかというふうな意見がありまして、これにつきましてはこのB/Cの算出手法の確認も含めまして部会審議として取り上げていただくということにしてあります。

15番の白石川（斎川）河川改修事業、これは平成18年度から休工中でありまして、平成29年度に再開予定ということで休工で、継続妥当。

16番の大川河川改修事業、これにつきましては実施、それで継続妥当と。これは先ほどの説明にありましたけれども、優先度の関係で大川河川改修事業そのまま継続だと。

同じように高城川河川改修事業、これにつきましても現在実施中で継続妥当。

七北田川河川改修事業、これにつきましても実施中でこれも継続妥当としております。

七北田川（梅田川）の分につきましては、これは平成15年、16年、さらに

平成18年から休工中ですが、これにつきましては平成29年度から再開ということで、これにつきましても休工、継続妥当。

砂押川河川改修事業、これは他事業との調整でこの後平成21年度から25年度まで休工予定ですが、20年度につきましては実施、それで継続妥当と。

21番の鹿折川地震高潮等対策河川事業、これにつきましては先ほどご説明ありましたように宮城県沖地震絡みでこの高潮対策等は重点事業になっておりますので、そのまま実施継続妥当ということにしております。

22番の坂元川総合流域防災事業、これにつきましては第2回部会において坂元道路改良事業と一括審議ということで部会審議に回すことにしておりますので、分科会ではこの22番の坂元川については審議しませんでした。

出来川総合流域防災事業、これについては現在実施中でこれはそのまま継続妥当ということ。

雉子尾川総合流域防災事業、これは平成15年度から休工中ですが、平成29年度再開予定ということで、これにつきましても休工で継続妥当。

富士川総合流域防災事業、これも平成11年度から休工中ですが、これも同じく平成29年度再開予定ということで、休工、継続妥当。

最後の西川総合流域防災事業、これにつきましては平成14年、15年度と、さらに18年度から休工中で、これにつきましては休工、それで継続妥当というふうになっております。

それから、下の方でこの事業全体の共通的な指摘事項といたしまして、一つは事業費増減対照表は事業着手時のデータが把握できるものについては省略せず記載すること。このことについてはその場で対応が示されておまして、今後の事業から対応する。今回の河川事業については表の注釈を修正し、評価書に反映するということになっております。それから、再々評価事業では、前回再評価時からの事業進捗がわかるように、前回進捗率を評価調書に記載すること。これについては事務局で調書様式の変更を検討するという対応をいただいております。それから、事業休止理由は、進捗状況との関連や休止が納得できる理由を各事業に即した形で記載すること。これにつきましても修正し、評価書に反映するということになっていただいております。それから、短期的事業計画調書の「今後10年間の整備方針及び事業計画」については、事業内容や費用を具体的に記載するように努めることという点に対しまして、今後の河川事業から対応すると。部会審議事業につきましては修正して部会へ提出するという対応をするという確認をいただいております。

河川分科会の審議結果につきましては以上でございます。

森杉部会長 どうも大変長時間にわたるご審議、ありがとうございました。

まずは形式的にはここでご承認を改めていただくんだと思いますけれども、まずはご質問、ご意見等をいただきたいと思っております。はい、どうぞ。

両 角委員 本当にプリミティブな質問で恐縮なんですけれども、休工という状態というのは、何かこう一たん、一回何らかの形の計画が終了して次の計画を待っているような状態なんですか。それとも、何か途中で中断しているというものですか。この休工という概念がいまひとつよくわからないんです。

河川課 河川整備班の佐藤と申します。私の方から回答いたします。休工という状態は、事業としてはそのまま継続しているというか、事業を実施中なのですが、先ほど課長の鷺巣の方から説明申し上げました休工中のちょっと理由があって、ある一定期間だけ事業を中断しているという状態でございます。

両角委員 中断とは。

河川課 例えば、ある程度まで整備が進んだのですが、下流の流下能力を見ないで余り整備し過ぎると下流に負荷がかかるので、ちょっと下流の流下能力が上がるのを待って整備をするような場合、休工という形で、そういった事情があって休んでいるというようなものを休工というふうに位置づけてあります。

両角委員 何か計画が幾つかあって、例えばある計画は終了して、もう一回次のというような、何ですか、一たんある目的を達して終了している状態というのではないんですね。

河川課 違います。全体でやる必要がある部分がまだ残っているんだけど、事情があって今休んでいるというような状態でございます。

両角委員 終了というのももちろん幾つかほかにも事例はあるわけですね。

河川課 それは完了という形でございます。

両角委員 完了というのはこれには載っていないけれども。

河川課 載っていませんが、当然でございます。

加藤委員 補足します。休工というとは何となくわかりにくいですね。事実上は事業を中断しているような形になっているんですね。それで、あとはそれが中断する理由が解除できた場合にはそこから再開するという形で。本当はそこで区切ってもいいんでしょうけれども、そうすると多分後で再開するときはまた新たに採択のあれが入ってくるものですから、こんな形をとっているということだろうと思います。

両角委員 何か土木の独特の用語という感じですね。はい、わかりました。

森杉部会長 土木の用語ですかね。だって、ここの河川課の用語じゃないですかね。

両角委員 ちょっと初めて聞くような。

森杉部会長 中断が本当は素直ですよ。だけれども、中断というのはちょっとぎすぎすしているような表現だから、休工という言葉が発明されたのではないかと僕は思っているんですけども。もう苦勞しておられるのではないかと考えておりますが。

両 角委員 はい、わかりました。

森杉部会長 ほかにございませんか。はい、どうぞ。

遠 藤委員 二十一、二カ所のうちの4割強が休工という形なんですけれども、これ県下全体で見ますと現在改修事業やられている中で休工という措置になっている割合というのは幾らぐらいになっているのでしょうか。ちょっと参考までにお聞きしたいと思います。

河 川 課 済みません。ちょっと今集計したデータがなくてすぐにはお答えできないんですが、大体同じような割合かと思います。

遠 藤委員 そうしますと、大分休工という措置をとっている事業が多いということですね。

河 川 課 先ほどお話にもございましたけれども、加藤委員の方からフォローしていただいた点もございますが、事業採択になりまして、そのまま事業をやっているわけなんですけど、中止、一度一回終わらせてまた再開ということになりますと、まず採択基準に満たなかったりとか、あとは採択されない可能性もございます。ですから、事業としては全体事業としては必要なだけけれども、一方で県の予算が河川にかかる予算が10年前の半分くらいに減っているということもございます。

さらに、その見える川づくりというように、重点的に投資して成果が見えるようにしていこうという方向もございまして、そういったところに重点的に投資するということになりますと、当然休まなければいけない河川も出てきます。今までは余り休まずに少しずつお金を使いながら継続していくということもございましたが、それだと成果が見えないということもございまして、休むものは休んで、やらなければいけない重要などころについては重点的に投資するという方向もございまして、こういった休止河川というのが多くなっているという事情がございます。

遠 藤委員 予算の削減の中ではそういう持って行き方というのはあると思うのですが、一つにはその緊急を要して事業採択になったという部分も含んでいると思うんですね。そういう中でのその休工されている割合、そこに考えをもったときに頑張って予算獲得に向けてほしいなど、そんなふう思うところです。予算だけでなく、いろんな諸般の事情というのも、先ほどご説明いただいたので理解はできるんですけども、余りにその休工のパーセンテージが多いなどというのがお聞きした実感でした。以上です。

河 川 課 長 今お話がありましたとおり、休工の理由につきましては先ほどご説明申し上げまして、我々としてももう少し事業費が確保できるのであれば、やはり地域の安全安心確保のためにももう少し事業展開はしていきたいんですけども、やはり県全体としてのやはり厳しい財政状況を踏まえた場合の選択肢として、先ほど申しました数を絞りながら行うという選択肢の中で投資効果を出していこうというこ

とでございます。そういう中でなるべくこの効率的な事業執行に努めながら、その休止河川につきまして一つの開始ができるようなことを考えてみたいと思っております。

河川課 済みません。先ほどの休工数でございますが、38事業の中の10事業について休工しているという状況です。休んでいるという状況です。

森杉部会長 よろしいでしょうか。

そうすると、先ほど加藤委員の方からご報告いただきましたこの審査結果でございますが、こちらの本部会のものとしてご承認いただけますか。

ありがとうございます。それではこれが終わります、次は議題3ですね。

議題3ですが、まずは事務局から本日の審議事業について説明をいただくこととなります。では、お願いします。

事務局 評価調書ファイルの赤いインデックスの前から二つ目に重点評価実施基準の算出結果表をとじてありますので、A3判資料になりますけれども、これをご覧ください。

本日ご審議いただきます事業は、次第にありますとおり、事業番号5番の迫川河川改修事業、14番の白石川河川改修事業、27番の長沼ダム建設事業、28番の平地すべり対策事業、31番の加瀬沼公園整備事業の合計5事業になります。すべての事業が平成15年度からの再々評価となっております。

これらの事業の重点評価実施基準の算出結果についてご説明いたします。事業に問題や課題があると思われるイエローカードに該当する事業は、まず27番の長沼ダム建設事業でして、指標4の事業費増加度に要因があると推測されます。また、28番の平地すべり対策事業につきましてもイエローカードに該当しておりまして、指標3の事業工程延伸度、指標4の事業費増加度に要因があると推測されます。このイエローカードになりました要因につきましては、後ほど事業担当課から説明をすることとしております。この二つの事業以外の迫川、白石川、加瀬沼公園の事業につきましてはホワイトカードに該当しております。

平成15年度の前回再評価時の審議状況について簡単にご説明いたします。評価調書ファイルの後ろの方に赤いインデックスで「H15資料」というものを委員の方々にはお配りしておりますけれども、これの最後に「詳細論点」というインデックスをつけた資料がございます。平成15年のときの詳細審議に選ばれた事業の審議内容を整理したものになりますけれども、この表紙に記載されている事業が15年度に詳細審議になっておる事業でして、その中の今回再評価に該当する事業を抜粋しております。きょうの審議事業の関係では、迫川と長沼ダムにつきまして、流域全体の河川整備計画を踏まえて審議するというので、一括して詳細審議をしていたしました。また、加瀬沼公園整備事業につきましても詳細審議になっておりました。

あと、資料ちょっと戻っていただきますと、「答申」というインデックスございます。平成15年度答申を添付しております。この答申の2ページ目になりますけれども、15年度の答申では2ページの一番下で加瀬沼公園整備事業が意見を付して妥当という状況になっております。また、3ページ目の一番下になりま

すけれども、加瀬沼公園について附帯意見が付されております。そのちょっと上になります。平地すべり対策事業につきましても意見を付されておりますので、これら意見への対応状況につきましても後ほど事業担当課から説明することとしております。

説明は以上になります。

森杉部会長 はい、ありがとうございました。ただいまのご説明に対しまして、ご質問やご意見ございませんか。よろしいですか。

それでは、個別の審議に入ります。

まず、審議は初めに県から説明をいただいた後に質疑応答という形式で進めます。本日の審議において、未回答事項がなく委員の了解が得られた事業につきましては、先ほど申しあげましたように部会意見をまとめていきたいと思っております。なお、この意見は、先ほどの承認いただいた件もそうですが、10月に開催する予定の答申をまとめる部会で最終的な決定になります。しかし、こうやって一つづつ暫定的に承認をしていくという形の手続を踏んでまいります。

それでは、事業番号5番、迫川河川改修事業について審議いたしますけれども、この再評価時のときには、先ほど事務局から説明がありましたが流域全体の河川整備計画を踏まえて審議をするということで、長沼ダムと一括審議をした経過がありました。したがって、今回も27番の長沼ダム建設事業と合わせて一括審議することにいたします。

それでは、迫川の長沼ダムの順に説明をお願いいたします。

それから、先ほど加藤委員の方から特にこの迫川を代表して河川整備計画のあり方についての審議を行うことというようなご提言をいただいておりますが、この説明の中で関連した格好でご説明をいただくような格好になると思っております。それではよろしく。

河川課長 それでは、迫川河川改修事業並びに長沼ダム建設事業についてご説明申し上げます。この迫川でございますが、その源を6月の地震で大きな被害を受けました栗駒山に源を発してございます。幾多の河川を集めながら、栗原、そして登米の地域を流下した後、旧北上川に合流している河川でございます。

この河川の特徴でございますが、まず一つは登米地域を中心としまして流れている区域におきまして非常に低辺地であるということで、水がとどまりやすいと、流れにくいというのが一つございます。それから、もう一つは迫川の合流先であります旧北上川、これの河口部が石巻になってございます。石巻のその拡幅というものがなかなか難しいものですから、要は迫川から旧北上川へ流せる量というのが限られているという状況のもと、この迫川の改修につきましては昭和15年に着手して現在まで進めております。その際の全体的な考え方といたしましては、まず山地部におきましては花山ダムとか栗駒ダム等のダムで抑えられるものは抑えますと。それから、中流域におきましては南谷地遊水地、それからきょうご審議いただきます長沼ダム、こういうような治水施設によりまして洪水をカットする。そして、通常の河川改修と、これを連携しながら治水安全度の向上を進めてきているところでございます。

着手して以来、これまで迫川本川におきましては南谷地遊水地、こちらにつき

まして昭和33年に完成してございます。また、旧迫川の方につきましては蕪栗沼がございまして、蕪栗沼の周辺を遊水地化しておりまして、こちらについても既に完成してございます。

今日ご説明申し上げます迫川の改修事業、並びに長沼ダムの建設事業でございますが、特に長沼ダム建設事業につきましては昭和46年に着手以来これまで建設を進めてまいりました。そして、24年度に完成をするように現在工事を進めてございます。このダムが完成いたしますと、中流域におきます洪水調節施設としては完成いたしますので、この迫川沿線の治水安全度が大きく向上できるのではないかと考えております。それと合わせた河川改修を現在進めております。今日はその辺につきましてご説明を申し上げたいと思います。

河川課 それでは、迫川につきまして、河川整備班長の佐藤と申します。私の方からご説明させていただきます。

通し番号の5番でございます。迫川河川改修事業でございます。

現在事業中で、平成15年の再評価、再々評価済みでございます。前回詳細審議いただいております、そのときの附帯意見はございませんでしたが、河川全体としてご意見をいただいております。先ほど部会長の方からお話があった点でございますが、その点は7ページの方に記載させていただいておりますので、7ページをごらんいただきたいと思います。

答申の真ん中のあたりに再評価実施年度、平成15年度、答申で別紙意見ということで、対象事業についての意見はございませんでしたが、今後の事業実施に関する意見と、これはすべての河川に対してということで理解しておりますが、それについて、河川事業の再評価については事業区間の効率及び事業期間の長期化に伴い事業効果がわかりにくいものとなっていることから、適切な事業単位とすることを検討するとともに、現在5年ごとの再評価の期間を適切な期間とするよう検討することというふうなご意見をいただいております。

それに対しまして、そのご回答として、その下の現在の対応状況というところをご覧いただきたいんですが、まずその5年ごとの再評価という期間についてでございますが、事業実施中の河川につきましては現在の期間、5年の期間で再評価を実施するという必要性があるというふうに理解しております。一方で、休止河川でございますが、その休止河川につきましてはもっと延ばしてもいいんじゃないかというふうなご意見もあろうかと思いますが、国の方の事業評価方針としまして、休止であっても事業箇所となっている以上原則5年ごとに評価を実施する必要があるというふうなご回答をいただいております。ただ、分科会でも指摘いただきましたが、休止期間が次の評価部会でもまだ休止しているようなものについては、軽く見る程度で、その事業の再開に最も近い部会でより細かく審議いただいた方がいいんじゃないかというご意見はいただいておりますので、分科会ではそのような形でちょっとメリハリをつけたご説明にさせていただきました。

あと、事業区間につきましては、河川事業の特性上一連区間の整備をすることによって効果を発現するというふうに考えておりますので、細分化して評価していただくということはちょっと事業の特性と乖離するのではないかと考えております。現段階ではその事業ごとのその全体計画ごとの評価をしてい

ただきたいというふうに考えております。ただし、河川分科会の中でもご指摘ございましたが、期間が長いということになりますと、では短期間でどういったところをどういうふうにやっていくのかというのがなかなか見えないというご指摘もございまして、それにつきましては後で追加資料でご説明させていただきますが、向こう10年間でどのような区間について優先的に整備していくのかということをも明記することにいたしました。それについては後でご説明させていただきます。

1ページに戻っていただきます。事業の目的については、先ほど課長の鷺巢の方から説明ございましたので割愛させていただきます。次の事業内容でございます。再々評価時、平成15年度から変更ございません。河川延長としまして110.7キロでございます。事業費でございますが、これも再々評価時と変更はございません。事業費の増加度につきましては54.8%になってございます。これは着手時と比べて事業費が増加しているためにこういった54.8%という数字になっております。

2ページでございます。事業期間でございます。事業期間につきましては、昭和15年度に事業着手いたしまして、完成予定年度は平成50年ということで、再々評価時と変更ございません。事業停滞年数については0年ということで、ございません。事業工期延伸度につきましては、当初の事業期間の予定と変更ございませんので1でございます。進捗率につきましては平成20年度までに543億円投資してございまして、進捗率は33.6%になってございます。事業工程乖離度につきましてはマイナスの36.1%ということで、工期ベースで考えますと、進捗率がやや遅れているというような状況でございます。

3ページの方にいきまして、事業の進捗状況でございます。各年度事業費配分の見直しにより、事業工程乖離度が先ほどご説明しましたマイナス36.1%ということでマイナスになってございますが、大きな懸案事項もございませんので、事業を進められる状況になっているということと、土木行政推進計画に沿った進捗になってございます。その下の施設管理の予定・管理状況でございます。これはすべての河川共通でございますが、河川の維持管理計画を策定いたしまして、管理区間の重要度によりまして4区分、A、B、C1、C2というふうにカテゴリー化したしまして、その重要度に応じて支障木の伐採ですとか、土砂撤去等維持管理作業をしているということでございます。

その下の事業の必要性でございますが、その事業を巡る社会経済情勢等々ということですが、12ページの写真をご覧いただきたいんですが、平成14年4月の台風6号の集中豪雨の際の写真でございます。支線の二迫川で3カ所で堤防が破堤するというような状況が起きてございますし、平成11年等にも甚大な被害が生じているということでございます。こういったその度重なる洪水被害を地域住民が経験してございますので、住民の防災意識は非常に高く、ハザードマップにつきましては平成19年度に策定済みという状況でございます。地元の情勢につきましても迫水系総合開発期成同盟会という会がございまして、河川改修事業の声は非常に高いということで、毎年のように陳情が上がっているというような状況でございます。

めくっていただきまして、次は5ページの方の費用対効果の方のご説明をさせていただきます。費用対効果につきましては、今回のいわゆるB/Cでございま

すが、2. 1 2 7というふうになってございます。前回は2. 3ということでございましたが、資産の分布とか資産価値の変化により多少の数字の変化が出てございます。

次に、追加資料2ということで、本日追加で配付させていただきました資料についてご説明させていただきます。追加資料の2でございます。こちらが先ほど河川分科会でご指摘がございまして、河川事業は非常にその期間が長く、区間延長も長いということもございまして、10年間で具体的にどういったところをやっているのかということを確認にして、その流下能力との関係、スケジュール等も可能な限り記載したらどうかと。そうすることによって次回の評価の際、前回提示した内容がどの程度進んだのかという評価もできるのではないかとご指摘をいただきまして、この資料を作成いたしました。今後10年間の整備方針とその事業計画ということでございます。まずその迫川、佐沼基準点というのがございまして、下の平面図、概略平面図で見ますと荒川工区というふうに書いている赤の点線で囲んでいるところの、上にその佐沼市街地というのがございます。青で書いている場所ですが、その場所が一つの基準点になってございます。その治水安全度は現時点で8分の1ということ8年に1回の雨で大体あふれるような規模の改修ということになってございますが、これが長沼ダムが完成することによって、ちなみに平成24年完成予定になってございますが、完成によって30分の1、30年に一度の雨に耐えられるような治水安全度が確保される予定になっております。その下の地域の水防活動拠点といたしまして、米山町の防災ステーションというのが右下の下流工区の中にさらに赤の点線で囲んでいる防災ステーションと書いている箇所でございますが、これが水防活動の拠点として平成25年度までに完成させる予定で考えてございます。

一方、その各工区ごとでございますが、下流工区につきましては平成28年度から着手予定で下流の治水安全度の向上を図っていくと。中流部の荒川工区につきましては引き続き築堤、護岸工の整備を行うということで考えてございます。同じく中流部の若柳工区でございますが、ここが現在その長沼ダムがまだ未完成ということで、新しい堤防はつくっておりますが、古い堤防を残したままにしております。それは古い堤防を撤去すると下流にどんどん水が流れていくことによって、下流で出水する等の被害が生じるということがございまして、それが残ったままになっておりますが、長沼ダム完成によりましてそこを旧堤を撤去することができます。それを撤去することによりまして、その狭窄部になっている箇所が解消されますので、下流の流下能力、上流の流下能力も上がるということで、これを27年度までにその解消を図る予定にしております。上流部の二迫川工区につきましては、先ほど写真でごらんいただいた台風6号の越水ですとか、破堤の状況がございまして、その箇所については概成しておりますが、引き続きその上流部の整備を行うということで、平成28年度完成を目指してございます。

下の平面図のさらに下に書いてあります流下能力図についてちょっと簡単にご説明いたしますと、この右側が0キロメートルになっておりまして、左側に行くに従いまして6、12というふうになっておりまして、47.5キロメートル、これが大体上の概略平面図と上下の関係が合っているような状況になっております。ですので、0キロメートルというのは旧北上川合流部でございます。この書き方もちょっといろいろ悩んだんですが、書き方としては例えば旧北上川合流部

の左側に下流工区1, 100トンと書いてございますが、これは1秒間に1, 100トンの流量を流せる断面を河川で確保しなければならないということになっておりまして、そこについてはグレーの部分についてはおおむね9割できているという意味でございます。上流にいくに従って、1,000トン、600トンと河川で準備しなければならない流下能力というのは変わってくるわけですが、それに対して現在どれだけ流下能力を確保できているかという図でございます。流下能力図というものでございます。グレーの部分が現在できている部分でございます。赤の部分がこの10年間に整備することによって赤の部分が上乘せされるというふうにお考えいただければと思います。

めくっていただきまして、短期的事業計画調書のこちらにも短期のバーチャートのようなスケジュールで出せないかということでご提示させていただいたものでございます。先ほどご説明させていただいたものをバーチャートであらわしたものでございまして、こういったスケジュールで短期的な事業は進めていきたいというふうに考えております。

迫川については以上でございます。

河川課 ダム整備班の加藤でございます。事業番号の27番になります。事業名が長沼ダム建設事業でございます。施工箇所が登米市の迫町北方地内であります。

まず前回までの再評価の結果でございますが、8ページをお開きください。10年、15年と再評価、再々評価受けてございます。この結果としましては、審議対象事業の実施に関する意見というのはなかったんですが、今後の事業実施に関する意見としまして、事業に関する社会情勢の変化、流域の生態系等について配慮の視点に立って事業の計画や実施の方法を検討することというような答申になってございます。それを受けまして、この下段の現在の対応状況の方をちょっとご覧いただきたいんですが、まずコスト削減を意識しながら効率、合理的な事業執行を実施してございます。それから、早期な治水効果の発現を目的として事業進捗を図っているところでございます。次に環境面でございますが、昭和56年度に環境影響評価を一度行ってございますが、事業が非常に長期化してございまして、平成19年から現況再調査を再度行ってございます。環境影響評価は再評価をこれからしていくということで、現在継続調査中でございます。この結果を踏まえて今後のダム事業、施設供用が環境に与える影響を評価すると。それから、流域の生態系に対するダムの影響の配慮の視点に立って、事業の計画や実施の方を検討していくということとしております。

1ページにお戻りください。この長沼ダムの事業目的でございますが、大きく三つございまして、洪水調節、それから流水の正常な機能の維持、湖面の有効利用、これは漕艇場でございます。長沼ダムの具体的な場所でございますが、後ろの方の10ページをちょっとお開きいただきながら見ていただきたいのですが、10ページの上の方が長沼ダムの大きな位置図になります。ラムサール条約で有名な伊豆沼のちょっと東側にある既存の長沼を利用してつくられるダムです。その10ページの下側が少し大きな拡大したのですが、佐沼から大体7キロぐらい上流のところから既存の長沼に2,700メートル、大体川幅が天端幅で100メートルの導水路をつくりまして、迫川の洪水を一たん長沼に導水いたします。その具体的な設備といたしましては、11ページの方がその拡大になってござい

ます。長沼へ引きずり込みましたときに、長沼の方も仕切らないといけませんので、ここに主ダムを設けまして、これが高さ15.3メートル、長さが1,050メートルのダムになります。それで、あとゲートとして長沼水門を20メートル×4門設置いたします。それから、1ページの方で事業内容のところで再々評価のところで副堤というのが下に2行追加されてございます。この副堤といいますが、11ページの事業概要図の中で、これは最も下の方になりますが、長沼の上流側がこの図面の下になります。その長沼の上流側に二つ沢がありまして、それを横断する形で緑の線が二つ書いてあるんですが、これが上流側が長沼ダムをつくりまして水が全部上っていきますので、この副堤をつくりましてポンプを設置して上流側に水が行かないようにするというふうな形で今セットされております。この副堤の計画につきましては、再々評価時の15年度にはこの地域はまだ盛り土で、全部盛り土をして、内水域にならないような形で計画をされていたんですが、非常に費用がかかる、時間がかかるということで、早期効果を発現するために17年度に副堤案に変更してございます。

1ページにお戻りいただきまして、事業費の推移でございますが、事業着手が昭和46年度であります。このときには治水ダム事業でした。その後着手時には278億円です。10年度に見直しがかかっていまして780億円。再評価時の15年度には850億円に一度上がってございます。今回の20年度の再々評価時では見直しをかけておりますので、780億円に変化してございます。これらから計算しました事業費の増加度でございますが、46年度が非常に小さい額でございますので、結果として180.6%になります。事業費の詳しい内訳でございまして、2ページをお開きいただきまして、その上の表になります。ここでは昭和46年度の資料が余りちょっとよくわからないということで、再々評価時の事業費と比較する形で書かせていただいております。大きく下がっておりますのが、ダム費、本工事のうちのダム費と、それから用地及び補償費、これが合わせて大体60億円ぐらい下がってございます。これが先ほどのC地区の盛り度案を副堤案にいたしまして減じた額でございまして、

次に進捗状況でございまして、事業期間といたしましては着手時から再々評価時までは完成予定が平成17年度ということで進めてまいりました。現在は平成24年度になってございます。これらから計算いたしますと、事業工期延伸度が1.2となります。次に進捗率ですが、平成20年度までの事業費の進捗率といたしましては689.6億円で88.4%、乖離度といたしましてはマイナスの1.2%となります。これはダム事業自体が本工事として一番最後の方に工事を集中してやりますので、どうしてもこのような形でマイナスになってしまうというのはあるところです。

次、事業の概要の3ページでございまして、進捗状況が遅れているという部分につきましては、非常に広域にわたっていることもありまして、地権者数が約700人です。非常に用地交渉に不測の期間を要したというのがあります。それから、事業箇所が通常のダムでしたら非常にかたい岩盤の上につくることが多いんですが、ここは第4期の沖積層のN値が5以下のところです。その対策工法や基礎処理を行うことが必要となりますので、それらに関してどうしても遅れ気味であったということです。現在のところは24年度に変更して、現在のところは進捗上はスケジュールどおり進んでございます。今後の進捗の見込みですが、

17年から開始、盛り立てを開始しておりますので、23年までに完成させます。24年度に試験湛水を開始して、25年の4月には供用開始したいと思っております。

施設管理の予定・管理状況でございますが、ダムにつきましては基本的に平常時非常駐管理、ダム事務所を構えまして人を常駐させるのではなく、最も近い東部土木事務所、登米地域事務所に人員を配置します。非常時のみ長沼ダムの方に駆けつけて処置すると。非常時というのは洪水態勢に入った場合でございます。そういう場合であります。あと管理設備はどうしても初期投資のほかにずっとメンテナンスかかりますので、その辺を軽減させるようなことも今合わせて検討は進めてございます。

事業の必要性でございますが、上位計画としましては昭和55年度の迫川の工事実施計画がありますが、そこで位置づけがされておまして進めてございます。そのほかにあと土木行政推進計画に位置づけがされているということで実施してございます。

次、事業を巡る社会経済情勢でございますが、社会経済情勢といたしましては、まず計画面からまいりますと、氾濫防止面積が9,667ヘクタール、これは10ページの図面をお開きいただきたいんですが、これの上の図面で佐沼基準点というのが右の方にあります。茶色い形で氾濫防止区域、そこが絵なんです書いてございます。これの面積が大体このぐらいの面積になってございます。実際、被害の状況なんです、最も大きかったのが23年のアイオン台風でございます。この場合は浸水家屋が8,000戸余りで、浸水面積が1万7,930ヘクタールとかなり大きなものでした。あとは最近といたしましては、14年に台風6号としまして浸水家屋321戸、浸水面積が1,493ヘクタールの被害を受けております。あと、これは社会経済情勢の一番下でございますが、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、昭和50年度に環境影響調査を行ったんですが、ちょっと長くなっているということでまた再調査を実施中でございます。地元情勢、地元の意見でございますが、これまでハザードマップも完成されております。地元からも非常に何回も陳情を受けてございまして、ただ、先ほど迫川の方で説明いたしましたが、長沼ができませんと上流側の若柳地区の狭窄部の対策ができませんので、これらも合わせて早急な効果発現を求められるということです。

次、4ページをお開きいたしまして、事業効果でございますが、想定される事業効果といたしましては、現時点の迫川の治水安全度が10分の1程度でございます。長沼が完成いたしますと約30分の1程度が確保されると想定されます。そのほかに登米市ではこのダムと合わせまして、地域に開かれたダム地整備計画の認定を13年に受けてございます。これらより公園関係が整備されていると。そのほかに長沼ダムの建設事業に合わせまして、水源地対策特別法を受けまして水源地整備計画が策定されてございます。これらをもちましてさまざまな事業で道路建設事業とか、河川改修事業とかの補助率の底上げがされてございます。

次、効果の発現状況ですが、多目的化をいたしまして漕艇場を長沼ダムに設置してございますが、これがもう既に供用開始してございます。現在のところレクリエーション施設として位置づけられておりますが、平成11年にはシドニーオリンピックのアジア大会の予選会が行われてございます。

次に、事業の効率性でございます。関連事業の概要、進捗状況につきまして、

先ほど河川の方で説明いたしましたので割愛させていただきます。

次、代替案との比較検討でございますが、比較いたしましたのはダム建設コスト、現在のコストと、それから代替案といたしまして河川改修、引堤プラス河道掘削、引堤ですから川幅を広げていくというケース、それから代替案の2としまして、堤防の嵩上げプラス河道掘削ですが、堤防を上を上げて、かつ中を掘ってやると、この三つで比較してございますが、1番、2番とも経済的にも工期的にもかかるということで、ダム計画が妥当であるというようなことで進めてございます。

それから、一番下のコスト縮減計画でございますが、現在工事を進めておりまして、できるだけ工事の中で兼用とか再利用とかできるものは進めてございます。ここに示したものといたしましては、基礎処理をした砕石マット材、これは重機が走るために一たん敷くんですが、それを使い終わったらほかのところへ転用するような形で新しく購入をしないで安くしていくと。それから、どこかでプレロードと言いまして、圧密を促進させるために盛り土した土をほかのところへ代用するとかですとか、そのようなことをしております。それから、一番下のところで地元調整というのが書いてございますが、これにつきましてはC地区の上流でいろいろもともと考えていた計画をちょっといろいろ地元と調整いたしまして、一気に仕事をできるようにした例をちょっと書いてございます。

次、5ページでございますが、費用対効果でございますが、B/Cが今回1.127、前回は平成15年ですが1.205になります。ここで明らかにちょっと変わっておりますのが、まず費用項目のうちの建設費、再々評価時が1,114億ですか、今回が1,242億、これは年度予算としての事業費の張りつけは前回の方が高いんですが、算定する基準年が変わりますので、4%の社会的割引率をもちまして計算すると、現在価値の段階で結局は20年で算定した方が高くなるという結果が出ております。それから、便益につきましても同様の計算をさせていただきますが、こちらについては総利益が前回よりも若干増えているということでございます。費用対効果の算出につきましては、平成15年度から平成20年の間に治水経済マニュアルの平成17年度版が出ておりまして、そちらを用いて算定し直しております。その間にもさまざまな基礎データが新しく出ておりますので、これらも含めて資産を見直しかけてございます。大きなものとしていたしましては、国勢調査のメッシュ統計が17年度版が完成して出ておりまして、それを利用してございます。総費用の算出根拠は20ページちょっとお開きいただきたいんですが、計算表が載せてあります。ちょっと字小さくて申しわけないんですが、まず左の方から整備期間の年度、それから算定の基準となる年度ですね、今回18年度をゼロとして計算しております。被害軽減額がありまして、それらの整備期間を終えて供用開始した25年度から算定します。それから、ここでは洪水調節のみの評価となりますので、不特定ダムは身代わりとしてここに建設費を載せてございます。これらあらあらを合わせまして、単純な足し算ですと、大きな項目の四つ目の便益① $B = b + d$ というのがありますが、この便益プラス費用が各年度の価格で、それを現在価値に4%シフトしたものがそのわきの表です。これを足しますと、合計額が1,396億となります。それに対して今度は費用の関係ですが、これが右側になります。建設費の方がこれ年度ごとの資料あげまして、これはそれに対して今度現在価値のシフトしております。それから、供用

開始しますと維持費が入りますので、それらをまた入れまして、そして4%のシフトして、現在価値にもっていった合計が計③+④になります。これの合計が1,247億ということです。これらをもってB/Cを算出するとしております。6ページをお開きいただいて、年平均被害額を出しまして、それから積算しますとB/Cが結果的に1.127となると。

次に、7ページです。7ページは地域の指定状況ということでございますが、長沼ダムの上流側には栗駒公園などのいろんな自然環境に対する地区が指定されています。それから近傍といたしましては伊豆沼、内沼にラムサールの指定地がございます。それからその下でございますが、影響と対策としましては、これ何回か申し上げてございますが、56年に影響評価をしているものに対して現在15年から再調査をしております。結果として参考にちょっと書かせていただいておりますが、特に貴重種関係につきましては鳥類から9番まで示してございますが、重要種がちょっと幾つか見つかっております。貴重種は現在のところ確認されてございません。

長沼ダムにつきましては以上でございます。

森杉部会長 ありがとうございました。

それでは、この二つの案件ですが、いずれからでも結構です。ご審議のほどをお願いいたします。どうぞ。

沼倉委員 質問が二つあるんですけれども、一つはその河川の方とダムを合わせたときの合計の費用と便益でやったB/Cというのはどのぐらいになるのかというのを知りたい。どういうふうにかえるのか、単純に足していいものなのかどうなのかということ。あともう一つは、ダムの方の身代わりダムの建設における便益というのはコストに見合う便益があるのかどうかという質問です。

河川課 まず、河川とダムを一緒にした費用対効果というのは出しておりません。河川で言いますと、河川の場合のB/Cの出し方、便益とコストの出し方でございますが、ダムと遊水地を含めて将来計画がございまして、河川以外のダムと遊水地がすべてできたという前提で河川の流量配分というのが決まっております。その河川の持ち分、河川として整備しなければいけない流量に対して、その流量が流れたとしたときに、現在その氾濫した場合どれだけのベネフィットがあるかというのを河川側としてはじいて、河川としてはそれでB/Cを出していくという形になります。ダムについてはちょっと説明をかわります。

河川課 では、まず身代わりの方ですが、長沼ダムのもともと持っている長沼の機能というのはもともと不特定としてこうあった。それに対してのかさ上げで必要とかを出すということでやってございますので、そのもともとの不特定分の身代わりをここに設けているということです。

森杉部会長 それマニュアルではそんなふうに計算しなさいと書いてあると思うんですよ。そのとおりなさっておられるんですけれども、そのマニュアルそのものが問題ではないかという問題提起なんです、これは。本当にその身代わりダムに相当す

るような便益がこの利水の方で発生しているんだろうかと。それをやるにはこういう計算ではだめじゃないかと、こういうことですね。問題提起は。

沼 倉委員 質問が二つ分かれて……。身代わりの話はちょっと後にして、最初にその洪水調整の便益なんですけど、もともとダムをつくった便益がこのぐらいあるというのがダムの方の便益ですか。

河 川 課 はい。便益はこの不特定の、要するに直接ダムの方です。でよろしいですか。

沼 倉委員 今、河川の工事としてダムをつくっていて、要するに水害を減らすためというのはわかったんですけども、その効果を出すときに、今の河川の方のご説明だと、まずダムができた後というお話ですね。そうすると、ダムの方の便益というのは今河川の工事がなかった場合にダムだけつくったらどういう便益なのかというふうなもので構成されているんですかということをちょっと。

河 川 課 わかりました。ダムの出し方は逆に河川が全部でき上がっているという前提から始まります。それで、そこに要するにダムをもしつくりなかつたらあふれてしまう水がある。もし全くダムが全部、ここは10ダム1遊水地が計画されているんですが、そのいろんな治水効果のあるものが河道しか、河川の堤防しかもうできていないという場合には、全部それためこんだ分があふれてしまうわけですが、それが最大の被害額になります。それに対して、ダム個々に一つ一つ、一つずつのダムがどれだけ効果があるかというのを検証しまして、それから要するに持ち分で、その効果分で個々のダムに割り振っています。その被害額を。そういうような出し方です。ですから、堤防はもう既にでき上がっていて、それにダムができた場合にどれだけ被害が軽減できるかというような考え方でございます。

森杉部会長 それぞれ他の事業ができ上がっているというのを前提として、被害を計算していますよと、こういうお話なんですね。それはそれで一つの、それ以外にどうもなかなかないかもわからないけれども。そういう計算の仕方をしているということは確かにそうだと思いますね。

沼 倉委員 どうしてこういうことを聞いているかと言いますと、例えば確率が10分の1になったときの被害の軽減金額と、30分の1となったときの軽減金額は均等ではないんですよ。今見ている資料は5番目の河川の方の5ページのところなんですけれども、その便益の計算のところでは年平均被害軽減期待額というのは、例えば50分の1が80分の1になった場合にはすごい小さいわけですね。逆に10分の1という想定のところは結構大きくなったりしていますので、どこを出発点にしても同じ方法の便益が期待できるというふうにはちょっと思えないんですが、合っているんですかね、それは。

森杉部会長 いや、今おっしゃるのはどこの数字ですか。

沼 倉委員 5番の5ページで、総便益のところ例えば3分の1が5分の1になるときの

が、これが単位が幾らで、34億ですか。それで、5分の1が10分の1になったら66億、年平均被害軽減期待額というのですね。でも、10分の1が30分の1になるとときには20億というので、その、何と言うのかな、どちらも完成したということを前提にしてスタートするということが、トータルの被害軽減期待額になるんですかね。質問です。

河川課　　まず、この便益の出し方でございますが、3分の1、3年に一度の確率についてはこれ無害流量と言って、まだ河川が全然できていない状態を想定しまして、3分の1ですと被害がございません。一方、その100分の1、100年に一度の雨が降った場合、その3分の1程度の雨には耐えられるんですが、それより上の雨が降って洪水が起きた場合、それがあふれます。そのあふれた場合の被害額というのをそこの被害額というところに計上しております。その河川のB/Cの考え、ベネフィットの考え方は、あふれて被害が起きる、要はマイナスの部分を河川ができることによってゼロにしましょうという考え方です。それを被害額として入れております。その被害額は100年に一度の雨の被害なので、年平均におとすと各年度ではどういう被害なのかというのを各年ごとに割り振った。それは治水経済マニュアル上やり方が決まっております、そのやり方に基づいて年平均被害軽減期待額というのを割り振った形になっておりますので、例えば10分の1を境にして逆に上に行くが減っているのは、めったに起きないので1年分に割り振ると逆にへってしまうというような、簡単に言うとそういう見方をしていただければ結構じゃないかと思うんです。

森杉部会長　　確率計算なんですよ、単に。確率掛ける平均値。期待被害額の値を計算してですよ。確率が上の方は小さいんですよ。小さいというのは85年とかというやつは1年当たりの確率がね。

沼倉委員　　私はそのトータルの工事でどれだけ合計で軽減が大きい、要するにベネフィットがあるのかなということを知りたかったんですね。今のご説明ですと、それぞれがお互いができたところから計算をしているというお話……。

河川課　　例えば、河川とダムを一緒にしてB/Cを出すということは当然できます。逆に別にそちらの方が簡単なんです、これは事業ごとにその事業のベネフィットを出さなければいけないという縛りがございますので、それでほかのものをどう扱うかという点で、河川の事業のB/Cを出すに当たっては、ほかの事業が一定でなければいけないということで、ほかはできているという前提で河川の役割分担上も河道としてこれだけの流量が流せるような河道を準備しなさいということになっておりますので、それに対して現在の河道と将来の河道ができた場合の効果は河川側としては積み上げていると。一方、ダムについては同じように河川ができていたという状態でダムとしてもダム事業としてのベネフィットを求めているということになります。

森杉部会長　　今のこの5ページの一番右側のやつを合計して15,453というのは、年平均期待被害額なんですよ。つまり年便益。これなぜかという、何にもなかった

状態からこの河川をやりましたよと。それで80分の1まで、厳密に言うと90分の1でしょうけれども、これは、90分の1まで確保することになっていますから、そういう確保をすることができたような期待被害額は年便益ですよと、こういうふうに言っているわけですよ。だから、ここ合計してもいいんじゃないですかと、こういうことなんですよ。

沼 倉委員 　ただ、ダムがもうできていると、例えば被害は全部、ダムができた上でもこれだけの被害があると。

森杉部会長 　そうじゃなくて、ダムとか河川とか全くなかったら、河川の整備がなかったらどれだけの被害があるかということのを計算しているんです、これは。

沼 倉委員 　そうですか。

森杉部会長 　ダムがあつて河川がない場合はどれだけの被害が出るかを計算している。そう、そういうふうに厳密に言うわけだ。そうだね。

沼 倉委員 　これはそういうふうにしてきている。これはそういうふうな算出をしてきていると。

河 川 課 　そうです。ですから、今部会長がおっしゃったように、前提としてダムがあると。河川は全くできていなかったものが完成すると、その各確率年ごとにどれだけの被害軽減額があるかというのを算定して、それを計算に基づいて、じゃあ1年ごと、各年の平均被害軽減期待額というのがどうなるかというのを出してさしあげるといことです。マニュアル上も、将来計画今100分の1になっているんですが、100分の1の将来計画であれば、その将来計画の下の確率年についてはおおむね6カ年、六つぐらいに分けて試算して、それで年平均軽減期待額を算出するようになっておりました、それに基づいてやっていると。重複しますが、だから河川の持ち分としてだけ考えたものということでございます。

徳 永委員 　恐らく、沼倉先生が疑問に思われているのは、要するに今現在両方ないわけですよ。両方ない中で、その両方一緒に別の事業ですけれども同時並行的に整備をしているということは、全くないときの被害想定に対して、二つ合わせて整備したときにどれだけ被害軽減効果があるんですかということなんです、それは計算されていないので、それを別々に計算したやつを足し合わせたものと、それから一緒に計算したときがイコールになるのか、何か同時に計算した方が逆に便益は高くなるんじゃないかという気がするんですけども、そこら辺が知りたいということなんです。

河 川 課 　別々に出している便益とコストを足し合わせてB/Cを出しても、一緒に計算した結果と一緒にならないと思います。ならないと思いますが、じゃあ一緒にしたらどうなるかということと……。

森杉部会長 僕もならないと思いますね。だけれども、やったらどうかということに対してはこれは結構重要な問題ですよ、これ。今は河川事業とダム事業とが別々の事業になっていますから、こういう計算の仕方をやらざるを得ないようなマニュアルになっているんですけれども、もともと一体化してもおかしくないような事業ですよ、これは。それを一緒にやってみたらどうなんだろうということは結構重要な問題意識ですよ、これは。実際おっしゃるように、国もこれやっていないですよ。やっていないです、国も。これはこういうやり方をせよということで河川局は統一しているんですね、これは。

河川課 はい、そうです。

森杉部会長 だから、一緒にやったらどうなりますかということは、要望がないものだからやっていないんですね、正直なところ。

河川課 あともう一つ、これ将来計画に基づいてダムのありなし、河川の場合にはダムがある、ないということでやっていますので、長沼ダム以外にもほかのダムもございます。ですので、もしやるとすれば、全部、ダムと河川全部セットで出来上がったときのB/Cを出すということになりますので、今事業が終わっているものとかも含めてということになりますので、そうするとその事業のB/Cということではなくなってくるということにはございますし、先ほど森杉部会長おっしゃったようなそういう事情があつて、逆に言うと分けてやらざるを得ない状況でやっているということでございます。

沼倉委員 だとすれば、ばらばらにした方がベネフィットは低く出るという感触ですか。

河川課 多分そうじゃないかと思いますが、やっていないので、ちょっと確定的なことはここでは申し上げられないんですが。

森杉部会長 これは各事業ともいろんな想定して、代替的な施設はつくってあるものとして、その施設だけがない場合がどうなるかという計算をすると。

沼倉委員 マニュアルに対する質問になってしまったので、これはいいです。
あと身代わりは何の身代わりとしての、そちらの方の質問についてお願いします。

河川課 既設の長沼がありまして、それを機能を評価しなければならないものですから、それが入っているわけなんです。長沼です。新たに何も無いところにダムをつくるのではなくて、既設の長沼のところのかさ上げをします。

徳永委員 既設というか、自然湖沼としての長沼ということですか。

森杉部会長 その長沼という意味はどういう意味ですか。どんな機能のことですか。水資源涵養とか、あるいは利水だとか、環境とかいろいろな意味があるじゃないですか、

長沼の機能の中には。どのことを指しておられるかということです。

河川課 1ページの目的の中で、「流水の正常な機能の維持」という文があるんですが、これが不特定容量と言いますけれども、それを持たなければ、要するに今までの既設のかんがい用水とかを流せませんので、もう既にここのダムには前もってその機能がダムをつくる前から機能としてあったということです。その分がこの便益プラス不特定ダム費用ということで、算出要素の中で計算したりすることになっているということです。

森杉部会長 それはどういう便益ですか。今回ダムをつくったことによる便益と言ったのは、その便益はどういう便益ですか。

河川課 これは既設の利水なんですけれども。

森杉部会長 先ほど1番は洪水調節、これははっきりしていますね、被害軽減だと。2番、その流水の正常な機能、これは一体どういう便益ですか。

河川課 この長沼から今まで水をとっていた既得のかんがい用水とかあります。それに対して補給をしなければいけません。要するに水をかけて既設の今まであった機能を従前の機能を維持しなければいけませんので、その分の容量を確保します。ダムでは前もって。その上に初めて洪水調節容量を確保しますので、その分は要するに現在の長沼の機能として当然持っていますので、それは当然便益として身代わりで、要するに費用出せませんので被害額とかそういうのを出せませんので、こういう不特定ダムの身代わりで算定するということになります、便益分は。

沼倉委員 ここからその農業用水を引いていっているということなんです。

河川課 現在もとっています、ここで。現在の長沼を使って農業用水が。これは現在ため池になってございますので、利用されています。

森杉部会長 いいですか。これね、マニュアルでこうなっているのはわかりますけれども、どう見ても問題ですよ。しかも、これは便益の半分以上あるんですよ、この便益がこの不特定の身代わりのダムの便益が。そうすると、B/Cみたら、これも1を割っているんですよ、このダムは。だったら、このダムはつくるべきじゃないんですよ、基本的には。むしろ代替的な放水路とか、先ほどお話があったこちらの方向でつくるべきであったかもわかりませんよ、これは。この項がなければ、あるいは、したがってこの項はどれだけ正確に便益をカウントしているのかというのは大問題になってくると思うんですよ。こういう場合はですね。もうこれは終わっていますからいいですけども、この事後評価としてはぜひとも反省していただきたいと思っていますけれども。もちろん河川局も問題なんですけれども、こういうことをやれと言っているマニュアルも問題だと思っていますが、もの凄く特にこういうときは大きな問題になるでしょう、これはもう。明らかにそのわけがわからんこの建設費でカウントしている便益が全体の便益の半分を占

めているわけですからね。それはものすごく大きな問題だと思うんですよ。

しかし、まあしょうがないですけども、これはもう今のところ。技術的にそれを正確にカウントするようなマニュアルになっていませんので仕方がないですけども、しかし、投資効率としては疑っていただきたいですよ、これは。

河川課長　今この長沼ダムだけの投資効率のそのB/Cの議論の中でお話しいただいたわけですが、冒頭申しましたとおり、河川の治水計画というのは基本的には水系単位に河川整備の基本方針というものを定めて、そういう中で川に要は河道改修するのがどういようにどこまで配分するか。あくまでも順序立てて申しますと、まず100年にこの川にとってどのくらいの安全度が必要かというものをまず定めます。そうしますと、この迫川水系につきましては100年に1回の雨まで耐え得るような資産の状況から見て必要であろうと。そうしますと、100年に1回の雨を降らせてみて、そうしますと何も施設がない状態において、ここで言うております基準点が佐沼にしているんですが、佐沼という地点で毎秒3,200立方メートルの水が流れるであろうという基本的な推計がされると。それを下流に全部流せればいいんですが、冒頭申しましたとおり、全部河道改修していきますと、今の迫川だけですわね……。

森杉部会長　いえ、ちょっとその辺のお話は正直なところ詳しくはわかっていないんですけども、ただ、ダムをつくるときのB/Cの考え方として、やはりこれだけ投資効率が悪いということの認識はあってしかるべきではないかと僕は思うんですよ。トータルとしてはひょっとしたらこれは全体としてはB/Cは1を超えていたかも知れないですよ。仮にこのダムのところが0.5であっててもね。それはあり得る話ですわね。世の中の施設の中にはある特定の部分がB/Cの値は小さいんですけども、トータルとしてはB/Cは1を超えておりますようなことというのはよくある話ですから、本当言うと全体の計画この中でやってみて、本当にどんな値になるだろうかというようなチェックはなさった方が僕はいいと思いますけれども、それはそれで今やれというわけでは言いませんが、認識していただきたいのは、この投資効率は少なくとも悪いですよという認識だけはいただきたいと思っているんです。

河川課長　今のお話ですと、この評価方式の中でいきますと効率的なものではないというご指摘はあったとしましても、ただ、先ほど申しましたとおり、その治水計画全体の中でこのダムというものはこの河道改修との配分の中でやはり必要なダムだという位置づけ……。

森杉部会長　いや、それもね、必要なダムだということだったら、全体の河川、ダムを含めた格好でのB/Cの計算をなさって、確かにこれは効率がいいということを示していただく方がいいと思いますわね。それも事後評価の段階での問題ですけども、これは。そういうふうはこの投資効率の問題はやはり問題意識を持っていただきたいと思うんですよ。僕はそれだけは言いたいんです。問題意識としては。

河川課長　承ります。

沼 倉委員 　私の方からできれば附帯意見となるかどうかはわかりませんが、感想とすれば、不特定ダムへの身代わりとしての投資金額460億に見合う農業振興のソフトウェア対策は十分に他の部局とも関係をしてやっていただかないと、やはり今のように無駄だったという話になってしまうと思いますので、ぜひそちらとの関連も強めてやっていただければと思います。

森杉部会長 　ほかにどうぞ。

徳 永委員 　ダムの方の完成年度についてなんですけれども、完成年度というか、スケジュールについてなんです、これ再評価、前回の15年のときに完成予定年度が17年というふうに2ページとかに書いてあるんですが、後ろの方のスケジュール表で2段書きになっていますよね。これの点線の見方がよくわからないんですけども、この点線はこれから前回の再評価のときにこれからこの点線に従ってやりますよという絵のようなんですが、とすればその時点でもう23年、24年までかかるよというスケジュールだったんですか。逆に言うと、現地も見させていただいたんですが、あの時点で15年であと2年で終わるという状況で説明を受けたのかなというのがちょっと記憶になかったものですから。

森杉部会長 　終わらないんじゃないですかという質問ですか。

徳 永委員 　いや、前回15年のときに見たときに、あと2年で終わるという状況だったのかなというのが。

森杉部会長 　それはそのとき7年後には終わるんじゃないですか。15年には。

徳 永委員 　2ページだと17年には終わると書いてあるんですが。

森杉部会長 　そうですか。

河 川 課 　済みません。一番下のところ、ちょっと表、グラフを間違えてちょっと伸ばしてしまっただけだと思います。済みません。

森杉部会長 　何ページのどこを見ればいいんですか。

河 川 課 　9ページです。9ページのスケジュールの件だと思いますけれども。上段は前回の評価時、下段は今回の評価時の実施工程を書かなければいけないところだったんですが、ちょっと間違えて記入ミスをしてしまったようです。済みません。申し訳ありません。

森杉部会長 　どこをどうやって修正すればいいんですか。

河 川 課 　上段は17年度までに終わってなければいけないんですが、ちょっと延びてし

まっていますと思います。

徳 永委員 やはり前回は17年に終わりますよという話だったんですか。

河 川 課 はい。

森杉部会長 そうですか。

河 川 課 今回23年までに逆にこれ延びなければいけないんですが、黒は今回20年度です。20年まで来ているんですが、上段がちょっとそのまま延ばしてしまったというミスをしております。

森杉部会長 それでいいんですか。

徳 永委員 資料としてはいいんですけれども、だから前回の議論のときにそんなすぐ終わりますよという話だったかなあとと思まして。

森杉部会長 これいろいろと議論ありますけれども、もう基本的にここは継続する以外ないし、この意見として附帯意見をつけるのは先ほど言われたような意見だとかあると思いますけれども、本日決着つけたいと思っているんですが、いいですか。提案どおりにやりたいんですけれども、問題意識はクリアになったと思うんですが、附帯意見としてはどんなふうにしますか。

沼 倉委員 これに見合った農業振興しかないと思うんですけれども。

森杉部会長 見合う農業振興等の対策を十分お願いしたいと。その線でいきたいと思いますか。
僕は便益の計算の仕方がまずいと思うんですけれどもね。これはちょっと当面技術的な問題だから、当面ここでやるわけにはいかないから。ダムと本当にこの河川とのこの関係というのはね。いろいろと何回も何回もこういう議論が起きていますね。それにもかかわらず一つも進歩していませんよね、ここ何十年もこの議論は。

それでは、本日のご説明いただきましたこの件は基本にご提案どおりの事業継続という形での承認をさせていただきたいと思っております。附帯意見としては、先ほど言いましたこの利水の効果が十分発揮できるような対策をお願いしたいと。それから、恐らくあるとしたら、この事後評価をしっかりとやりましょうということだろうと思いますが、事後はいつ、ダムは終わりますけれども、ほかのものは終わらせませんね、そう簡単には。だから、余りこれは事後評価と言っても言えないような感じもしますけれども。ではいいですね、当面。よろしいですか、そういうことで。

それではどうもありがとうございました。

次に、白石川河川改修事業について説明願います。

河 川 課 では、白石川についてできるだけ簡単にご説明させていただきます。事業番号

14番、白石川河川改修事業でございます。

白石川河川改修事業は現在事業中でございます。平成15年再々評価いただいております。前回は概略審議でございました。附帯意見はございませんでした。

事業目的でございますが、位置図を9ページの方に添付させていただいております。白石川、県南部を流れる川でございます。大河原地区等において人口増加が進む、資産が集積しておる場所でございます。雨水流出増に対処するために白石川の河川改修を実施しております。それによりまして洪水被害の軽減を図るといふ河川でございます。先ほど見える川づくりのご説明もさせていただきましたが、水害常襲河川ということで、特に白石川については下流部が概成しておりますので、上流の平家川について重点的に整備するということで考えている河川でございます。

事業内容につきましては、事業概要図の方を10ページに添付させていただいております。前回の再々評価時と比較しまして、河川の改修延長が延びております。それは先ほどのご説明した平家川、これは後で詳しくご説明しますが、平家川について工区の延伸をしているということでございます。事業費につきましては、その区間の延伸もございまして、あとその全体の事業の見直し等ということの中で前回51億6,000万から100億8,600万ということで増加しております。そのため、事業費増加分につきましては95.5%という数字になっております。

めくっていただきまして、2ページの事業期間でございます。事業期間につきましては、昭和19年度事業着手してございまして、完成予定年度は平成40年ということで変わりございません。事業停滞年数についてはございません。事業工期延伸度につきましては1.25という数字になっております。進捗率でございますが、平成20年度まで33億消化してございまして、進捗率32.9%でございます。事業工程乖離度につきましてはマイナス43.6%という数字になっております。

3ページにまいりまして、事業の概要でございます。事業の進捗状況につきましては先ほどその事業工程乖離度マイナス43.6ポイントということになっておりますが、用地買収も進んでおりますので、大きな懸案事項もなく事業を進められる状況というふうに考えてございます。

飛びまして、事業の必要性、下の方のその事業を巡る社会経済情勢等でございます。この白石川、特に平家川沿線につきましては平成17年8月の台風11号によりまして、国道4号付近から上流側で大規模な冠水被害が発生してございます。小学校はじめ大泉記念病院という緊急病院も浸水しているというような状況もございまして、地元において河川工事の早期回収を望む意見が強いというような河川でございます。特に下の○でございまして、平家川及び支川の森の川は現況の河道断面が非常に狭く、現況流下能力として1年に一度もしくは2年に一度あふれる程度の断面しかございませんので、白石市長、蔵王町長等から毎年要望が出るという河川でございます。

めくっていただきまして、5ページの費用対効果でございますが、今回の費用対効果が107.314ということで、先ほど加藤委員からもお話ございました分科会の席上でなぜこんなに高いのかと、B/Cが高いのかという点と、こんな

に高いのであればもっと優先的に整備すべきじゃないかというご指摘をいただきました。まず、そのなぜこんなに高いのかということに対してでございますが、そのB/Cが大きくなっている理由としまして、七北田川というのと比較してみると、七北田川の水域はB/Cが2.4という河川、仙台市を流れる2級河川なんですが、想定氾濫面積で言いますとその七北田川と大体同じような面積になっております。その氾濫面積内の資産が大体半分くらいになっております。一方で、建設費と維持費を合わせた金額がその七北田川と比較して6分の1程度になってございます。そういったこともございましてB/Cが特に大きくなっているというふうに考えております。前回の分科会の中で、それでは今回延伸しようとしている平家川もそんなにB/Cが高いのかというご指摘がございまして、平家川だけのB/Cをはじめてみてはどうかということのご指摘、ご意見がございまして、それについてその部分を抜き出してはじめてみたところ、B/Cが2.6でございました。ですので、分科会の席上も話題になったんですが、白石川下流の浸水エリアに大河原の市街地がほとんど入っているということがございますので、それでB/Cがもの凄く大きくなっているということだということで理解しております。ただし、下流部につきましては河川の整備としては完成しているということもございますので、今治水安全度がもの凄く低い平家川を優先的にやっていくということで考えております。

次に、追加資料の3でございます。迫川同様、前回の分科会でご指摘いただきまして、短期的な事業の計画を盛り込むようにというご意見がございまして、同じように10年間で整備する内容について記載させていただいております。ちょっと繰り返してしまいましたが、平家川を優先して整備するというので考えてございまして、国道4号下流区間において22年度までに完了させて、引き続きその上流区間の整備を推進するというので考えてございます。下の平面図は白石川全体の平面図でございまして、平家川の部分についてその4号下流22年度完成予定というふうに赤で記載させていただいております。全体の流下能力について、その平面図の下に書いてございますが、下流部分については100%完了しているということで、上流部分75%の区間を平成29年以降になります延伸していくということで考えております。

一方、裏面でございますが、平家川についてのみ別に記載させていただいております。現在平家川の流下能力が右側が、現況流下能力図を見ていただきたいんですが、右側がゼロキロメートル地点が白石川合流地点でございまして、上流まで2.2キロでございます。現在その一部改修がおおむね終了している区間について80%の現況流下能力がございまして、それより上は10%程度と非常に低い流下能力になってございまして、ここの部分を10年間で優先的に整備していくということでございまして、そのスケジュール、バーチャートで示したスケジュールがその下になってございます。

白石川については以上でございます。

森杉部会長 結局何で高かったんですしたっけ。この100何ポイントと高いのは。

河川課 高かった理由というのが、ベネフィットとしては七北田川と比較した場合に、

その想定氾濫面積は大体同じなのですが、その資産額というのは大体半分くらいになっております。資産が半分なのですが、一方でその建設費と維持費を合わせた額が6分の1くらいになっている。そこがもの凄く少ないということがございまして、全体的にそのB/Cとしてはこんなに高くなっていると。下流部分の白石川の下流部分が大河原の市街地をすっぽり包んでいるような形になっておりますので、非常に資産が大きい割にはコストはそんなにかかっていないということでB/Cが高くなっていると。高くなっているのであれば、もっとそこに投資すべきではないかというご議論に対しては、下流についてはもうおおむね完成しておりますので、下流については守られる状況になっていると。一方でその支川の平家川につきましては治水安全度が、要は1年に1回くらいあふれるような非常に治水安全度の低い河川、要望も大きい河川でございまして、その部分を今後10年間は優先的に整備していきたいということでございます。

森杉部会長　　私は分かったつもりですけれども、皆様方どうぞ。まあ幸運な川ですよ。投資効率が非常にいいというのはね。はい、どうぞ。

徳 永委員　　結局75%概成という段階で、大体何分の1ぐらいまで対応できるようになったのかというのがどこかに書いてありましたか。要するに、便益高いんですけども、その大部分はもう既に発現している便益ですよということがわかればいいですが。

河 川 課　　今のご質問は75%の流下能力が治水安全度で言うところの程度に該当するかというご質問でよろしいでしょうか。ちょっと正確にはじているわけではございませんが、多分20分の1か30分の1程度ではないかと思えます。100%の流下能力で50分の1の河川でございまして、おおむね30分の1、20分の1か30分の1程度ではないかと思われます。

徳 永委員　　5ページの総便益の表で見ると、10分の1まで整備できていれば49分の39ぐらいまで被害は低減できているよということですよ。

河 川 課　　おっしゃるとおりです。

徳 永委員　　それぐらいはもう整備済みであるということによろしいわけですね。
それに関連してなんですが、追加資料の絵というか、表の中で、国道4号下流・上流という分け方しているんですが、これあれですか、東北新幹線上流・下流ですか。

河 川 課　　4号線はちょっと絵で言いますと、右側の一番上の写真と2番目の写真の間に国道4号と。済みません、追加資料3の裏面を見ていただきたいんですが、その裏面の上の方の図面でございます。

徳 永委員　　了解しました。平家川のところですね。誤解していました。

森杉部会長 はい、どうぞ。

山 本委員 B/Cの話ではないんですけれども、よくわからなかったのは、1ページ目のところのその事業費の増加度のことで、昭和19年着手から50年ぐらいたって再評価やっても事業費が変わってなくて、それから5年後にやっても変わってなくて、何でまた再々評価の5年でいきなり事業費が倍になるのかというのが理解しづらいなというところでして。

河 川 課 今回、事業費を修正した大きな理由は、平家川を新たに工区として追加したという部分がございます。平家川を追加するに当たって、全体事業費として再度見直しをかけまして、どの程度の事業費なのかというのをはじき直したと。そういう意味では、19年度以降はこの事業費でずっと踏襲してきたというか、そういった形でございましたが、今回は白石川の追加に合わせまして精査させていただいたということです。

山 本委員 結果的にここについては非常に投資効率がいい話なのでこれでいいと思うんですが、一気に事業費が倍になるようなものとかというのが、事業の変更ということでぼんぼん出てしまうとすれば、その2回今までやった再評価というのは一体何だったんだろうということになってしまうのではないかと思うんですね。そういうことというのは一体だれがどこで判断するのかというのが曖昧なのかなというような気がするんですが。

河 川 課 今ご指摘あったそのだれがどこで判断するかということのストレートな答えにはなっていないんですが、その事業増加分につきましては、主として平家川の工区延伸分というのがございました。ですので、分科会の席上でもその107というB/C、その白石川の下流がB/Cものすごく効いていて、そうするとほかの河川はそこに区間を延伸してもその107というB/Cにぶら下がって、B/Cとして余りないのに白石川のお陰で事業が追加できるような河川が出てくるのではないかというご意見もございましたので、今回、通常は別々にB/Cを出すということはやっていないんですが、追加になった平家川は本当に単独でもB/Cあるのかというようなご指摘もございましたので、これについては平家川単独でB/Cをはじかせていただいて、その結果2.5という数字があるということを確認させていただいたので、ここについてはそういう意味で追加した部分、確かに先生おっしゃるとおり倍にもなるのかというお話ございますが、その部分については追加分だけでもB/Cが出ているということでご理解いただければと思うんですが。

徳 永委員 最初の山本委員のご質問は、昭和19年で51億だったのという話だと思うんですが、これはあれですよ。その当時の資料がないので、2ページの方はそういうふうに注意書きしているんですが、10年度の値をそのまま入れているということですよ。だとすれば、2ページの方はそこは空欄にせざるを得ないのかなという気がするんですが。

河川課 申しわけございません。2ページの事業費増減対照表のコメント、※印のコメントでございますが、着手時との比較は現存資料が不足していることから平成10年度との比較としたというふうに記載してございますが、これにつきましては平成10年度との比較にするという統一がございまして、平成10年と比較しております。ですので、着手時からこの事業費だというふうに理解しています。要はそのままの数字が、それで見直さず来ていると。

徳永委員 10年がそれだったというのはいいんですが、昭和19年は当然違いますよね。だから、1ページの表は、現存資料がないから不明というふうな書き方にせざるを得ないんじゃないですか。

河川課 徳永委員のご指摘どおりかもしれません。

森杉部会長 先ほどの問題提起の中で、このような大幅な変更が途中で突然出てくるのはいかなるものかということなんですけれども、この点はどうかということをおっしゃっていただくといいんじゃないかということもできないし、やはりこういうような大きな変更の場合には、やはりその理由の明記とか、あるいは事前にどんな形の行政的プロセスをたどってきているのかというようなことは、今回のことを契機に少しどんなふうになっているのかということと、どんなふうにしていったらいいだろうかということについての検討を始めていただくことでいかがですかね。

山本委員 部会長のおっしゃるとおり、例えば掘ってみたら地盤が緩くて工事費が増えたとか、そういうことはすぐぱっとわかるんですけれども、ただ工区が伸びましたとかというのは、どうしてそうなのかとかということがやはりきちんと、私は岩手県民ですが、宮城県民の方が「あ、それはそうだね」ということがわかる理由が記載されているとか、行政手続の中でこういうふうに上の方に話して許可を受けているとか、そういうプロセスがやはり見えないまま事業費が倍になるというのはやはり望ましいことではないと思うので、今回は先ほどのご説明聞いていると非常に合理的な理由があるので、今回は別に文句をつける気はないんですが、そういうプロセスは透明にした方がいいのではないかなと思うんですが。それは今後考えていただくということでもいいんじゃないですか。

河川課 一方で河川整備計画というのがございまして、その中で工期延伸という議論もございます。また、このような形で条例としていわゆる県の評価体系の中に入っている部分ですから、それについてもタイミングの問題もあるかと思っておりますので、そこら辺はちょっと評価部局と調整させていただいた上で、どういった形でこちらの方に報告ができるかといったことを検討させていただければというふうに思っております。

森杉部会長 では、今の件はこれに附帯した意見というよりも全般に絡む問題なんですけれども、こういう大きな変更があるときには、先ほどおっしゃったように河川計画とかいろいろなそれぞれ計画と連動していると思いますので、その背景のことを

どんな格好で報告いただくとか、どういうふうに県民に知らせるかということを検討していただくというふうにいたしましょうか。それでよろしいでしょうか。では、沼倉委員お願いします。

沼 倉委員 便益の計算で、公共土木の計算ってどういう形でできているのか、後ろの表見ていたんですが。

河 川 課 公共土木の計算につきましては、その治水経済マニュアル上、一般資産額、一般被害額の1.69倍、1.69何とかとちょっと細かい数字忘れましたが1.69倍にすることとなっております。

沼 倉委員 そういうふうにもう決まっているんですか。

河 川 課 本当であれば、それプラス、例えば浸水していることによってそのある道路が通れないと。その道路が通れないので別な道路を迂回していかなければいけない。そうするとその迂回するための時間便益等を加算するというふうになっているんですが、その積み上げがものすごく大変だということもございまして、それは積み上げてごさいません。ですので、直接経費について1.69を計上することというのをそのまま使って、その数字を入れ込んでいただけでございまして。

沼 倉委員 便益の一般資産で10分の1確率から30分の1確率とすごいね上がっていますけれども、これって二つ何か動きが違うんですが、何が違いなんでしょうか。

河 川 課 今委員ご覧になっているのは14ページでしょうか。

沼 倉委員 そうです。

河 川 課 14ページで見ていただきますと、14ページの中ほどの確率規模別流出量というのがございます。例えば確率年50と書いてあるのは50分の1の確率の場合ですが、その右の評価雨量、その右に流出量とございます。50分の1の流出量が2,100トン、これは計画流量でございますが、30分の1ですと1,762トン、10分の1ですと1,137トンというふうな流出量になってございまして、その流出量があふれるというような状況にございますので、流出量が多い方が被害が大きいうことで被害が上がっているということになります。

沼 倉委員 そうなんですけれども、そのその一般の被害額というのはどういう形で計算されてきているのでしょうか。

河 川 課 一般の被害額につきましては、その流出量が多い場合、その右の湛水深とございますが、50分の1の場合に1.7メートル、30分の1の場合に1.2メートルという湛水深をその浸水被害がある高さを計算しまして、その湛水深に応じましてその下の一般被害額の左の方を見ていただきたいんですが、例えば50分の1ですと浸水エリアの中の資産が153,690となっておりますが、それに

被害率の0.382というのを掛けてございますが、この被害率はその湛水深をしてマニュアル上決まった数字になっておりまして、それを掛けて被害額を出すと。同じように、家屋、事業所というところを合計して出すことになっておりまして、その合計が一般被害額の方になっているということでございます。

徳 永委員 この境界で床下が床上浸水になるってことですか。

河 川 課 ここでというか、高さに大体この辺50センチです。たしか50センチが床上、床下の境だと思います。

森杉部会長 そうですか。50センチのところですね。

徳 永委員 10分の1だったら40センチになりますね。

森杉部会長 だから、10分の1だったら40センチのところは30分の1だったら1メートル20センチになっていると。

河 川 課 そうです。

森杉部会長 この間に床下から床上に変わると。したがって一気に被害が広がると、こういうわけですか。

河 川 課 そういうことです。

森杉部会長 僕は初めてわかった。

沼 倉委員 例えばNo.18だとその率が30年も50年も0.05とか、それは違うんですか。

河 川 課 そういうことです。一般資産被害額の例えば家屋のところを見ていただきますと、先ほど森杉部会長ご指摘のとおり10分の1ですと床下なので被害率は0.05になります。一方、30分の1ですと床上になりますので0.382という被害率になって、その被害率が突然大きくなるということです。

沼 倉委員 それは川によって違うんですか。

河 川 課 いや、川によって違いはございません。

沼 倉委員 No.18の15ページなんですけれども、それだと確率30年というやつですか。それは0.05使っているんですね。No.18です。その15ページの一般資産被害額の家屋で、確率年30年というところが0.05なんです。これはその河川によって率の適用が異なるんですか。

河川課 済みません。被害率については河川ごとではなくて、一律です。湛水深に応じて被害率がマニュアル上決まっております、その資産に例えば床下ですと、先ほどの0.05を掛けるというふうになっているということでございますので、河川によってその0.05という数字は変わらないということです。

沼倉委員 七北田川で使っている率と違うのは何ですか。

河川課 済みません。ちょっと私の説明が足りなかったのかもしれないんですが、七北田川の場合で説明いたします。

森杉部会長 何ページの資料ですか。

河川課 事業番号18の15ページです。例えばその真ん中の確率規模別流出量で言いますと、当然その河川によって氾濫面積ですとか、流出量というのは違いますので、ただ、その氾濫面積を流出のボリュームで、ボリュームをその氾濫面積で割ってその浸水深というのを出しているんですが、その浸水深が0.5を下回っている場合には床下ということになりまして、その下の一般資産被害額の左側の例えば5分の1から50分の1までは0.05となっているのは、床下なので被害率が0.05になっているということでございます。

沼倉委員 この氾濫ボリュームがこの河川のここの改修をすれば治まるという話なんですよ。

河川課 そうということです。

沼倉委員 ほかは全部できている、完成したということで、ここだけの理由でこれだけ氾濫するということになるんですね。わかりました。ちょっと余り詳しくないので。

森杉部会長 そうということです。この河川だけがありなしで、ほかのところからの洪水とかありませんよという想定で計算したということです。

よろしいですか。ほかにどうぞ。

これもよろしいですね。山本委員ご指摘の件ありますけれども、基本的にこの継続という原案ですけれども、これをご承認いただけますね、皆様方。

それでは、これで河川関係の審議を終わります。どうもありがとうございました。

休憩に入ります。4時再開とします。

(休憩)

森杉部会長 それでは、再開いたします。

事業番号の28番、平地すべり対策事業について説明願います。

防災砂防課 事業番号は28番です。事業名は平地すべり対策事業でございます。

施工地名は柴田郡村田町大字菅生字平地内でございます。詳しい施工場所につきましては、お手元の資料の8ページ及び9ページをご参照いただきます。ちょっと見にくい図面でございますが、村田町の平地内で主要県道の仙台村田線と東北自動車道に面した場所でございます。

次に、事業の概要についてご説明いたします。資料は1ページから5ページでございます。最初に、事業目的についてご説明申し上げます。当事業は昭和61年8月5日の台風10号の降雨の影響によりまして、村田町の平地区におきまして大規模な地すべり崩壊が発生いたしまして、この地すべり区域内にありました家屋が倒壊して3名の方々が亡くなるという大きな土砂災害が発生いたしました。当事業はこの災害を契機に事業着手したものでございます。また、後ほど詳しくご説明いたしますが、平成16年4月25日にも大きな地すべりの発生がございまして、地域住民の皆様の生活に大きな影響を与えましたことから、緊急地すべり対策工事を実施したものでございます。

資料の9ページの平地すべり防止区域全体図、及び10ページの被災状況写真をご参照いただきます。昭和61年8月の地すべりによる家屋倒壊で3名の方々が亡くなられた場所は、9ページの全体図右側のBブロックでございます。なお、この事業の着手に当たりましては、全体図赤線で囲まれた右側の区域のとおり、昭和62年3月16日付で地すべり防止法に基づきます地すべり防止区域の指定を行っております。被災の状況につきましては10ページのとおりでございます。その3名の犠牲者のありましたBブロックに隣接するほかのブロックにおきましても、その後小規模な斜面崩壊等が発生したために、これらのブロックにつきましても対策工事を実施することが必要となりまして、事業内容、完成予定年度及び事業費の変更見直しを行いましたことから、平成15年度に再評価のご審議を受けてございます。この平成15年度の再評価における事業内容につきましては、資料1ページの記載のとおりで、地下水を低下させるための横ボーリング工事や排土工事を実施しております。

次に、再評価時の事業費につきましてご説明いたします。資料は1ページ、2ページ及び5ページでございます。事業に着手いたしました昭和61年度の当初金額では全体事業費が6億円、事業の完成予定年度が平成5年度、費用対効果につきましては5ページに記載しておりますが、費用便益比3.12というところでございました。しかしながら、先ほどもご説明したとおり、3名の犠牲者のありましたBブロックに隣接するブロックにおきまして、その後平成元年、平成5年、平成6年及び平成11年に小規模な斜面崩壊等が発生したため、Bブロックの工事に引き続き地すべり防止工事の実施が必要となりましたことから、事業内容、完成予定年度及び全体事業費について変更見直しを行ったものでございます。再評価における全体事業費は当初計画の6億円から8億5,000万円増えまして14億5,000万円、事業の完成予定年度が当初計画の平成5年度から14年延長されまして平成19年度、費用便益比は5ページの費用対効果に記載のとおり2.09という計画変更の内容でご審議をいただいております。この再評価につきましては概略審議ということでご審議をいただいております。また、再評価の審議においての主な質問、論点等につきましては、事業費が2倍以上に増額されましたことから、その理由についてのご質問や、「山は崩れるのが当然であり、被害を出さないよういかに管理していくかが大事である」などのご意見がござい

ました。再評価における答申及び意見につきましては資料の6ページに記載のとおり事業継続妥当、附帯の意見といたしましては、「当該事業については、人命に深くかかわる事業であり、早期の事業完了を期待する」という答申をいただいております。いただきましたご意見等への対応状況といたしましては、当事業は県民の皆様の生命、財産を守るための重要な事業でありますことから、現在まで早期の事業完了を目指して確実な事業の推進を図ってまいりました。

次に、今回の事業再々評価の概要につきましてご説明申し上げます。資料の9ページの地すべり防止区域全体図をご参照願います。当初昭和62年3月に指定いたしました地すべり防止区域に隣接する区域で、平成14年7月11日の豪雨により新たな地すべり崩壊が発生したために、地すべり防止区域の追加指定を行って新たに対策を講じることが必要となりましたことと、当初指定いたしました地すべり防止区域内のJブロックにおいて、平成16年4月25日に新たに大きな地すべりが発生して住家に被害が及ぶ危険が生じたために、避難指示の発令により12世帯、38名の住民の皆様が避難生活を余儀なくされるという状況になりましたことから、急遽、災害関連緊急地すべり対策事業での対応が必要になったものでございます。以上の理由によりまして再度の計画の見直しが必要になったものでございます。新たに平成15年3月28日付で追加指定いたしました地すべり防止区域の箇所は、全体図左側のKブロック及びLブロックでございます。また、平成16年4月25日に発生いたしました大きな地すべりは、全体図の中央部からやや左側のJブロックでございます。Jブロックの平成16年4月の被災状況や関係住民の皆様が避難生活に関する新聞記事及び対策工事が完了したときの地元説明会の開催状況につきましては、資料の11ページから13ページのとおりでございます。事業再々評価にかかります事業の内容につきましては1ページに記載のとおりで、地下水を低下させるための横ボーリング工や排土工などの工事を実施しております。

次に、事業費、事業完成予定年度及び事業の進捗状況等についてご説明を申し上げます。資料は1ページから3ページ及び5ページでございます。全体事業費は前回の再評価時より9億5,000万円増えて24億円で、基準指標4の事業費増加度は300%でございます。事業の完成予定年度は前回の平成15年度の再評価時より3年延長されまして平成22年度、基準指標の5、費用便益比につきましては、資料5ページの費用対効果に記載のとおり2.25という変更の内容でございます。資料の2ページに戻りまして、基準指標の事業停滞年数につきましては0年です。続きまして、基準指標3の事業工期延伸度につきましては、変更後予定事業期間が25年、当初予定事業期間が8年で、3.13となっております。平成20年度までの事業費は23億6,200万円で、進捗率は98.42%となっております。

あと、ここで大変申しわけございませんが、お手元に配付させていただきました資料に記載ミスがございましたので、修正をお願いいたします。資料の3ページの一番上でございますが、事業の進捗状況の記載の中で、進捗率が「97.33%」と記載してありますが、正しい数字が「98.42%」でございますので、修正をお願いいたします。

資料の2ページに戻りまして、一番下の基準指標の2、事業工程乖離度は6.42%でございます。なお、基準指標6の事業需要変化につきましては、当地す

べり対策事業は過年度から継続して実施してきている事業でありますところから、需要はほぼ同じとさせていただいております。

以上のとおり、今回の変更によりまして基準指標3の事業工期延伸度が3.13、基準指標4の事業費増加度が300%となり、おのおの点数が3点となっております。3点となりました要因といたしましては、昭和61年8月に大規模な地すべり災害が発生した以降、隣接する区域において地すべり現象が次々と発生したために、この対策工事の実施に長い工事期間と多くの事業費を要する結果となったものでございます。以上の理由から、基準指標1から基準指標6までの合計点数は7点となりまして、イエロー判定となっております。

全体事業費9億5,000万円増額の内訳といたしましては、当初昭和62年3月に指定いたしました地すべり防止区域に隣接する区域のKブロック及びLブロックにおいて実施いたしました横ボーリングによる地下水排除工事及び排土工事等に要した事業費が約5億5,000万円、それに当初の指定区域内のJブロックにおいて新たに発生した地すべり崩壊に対応するための地下水排除工事、排土工事、押さえ盛土工事及びコンクリート法枠工事等の災害関連緊急地すべり対策事業に要した事業費が約4億円の合計9億5,000万円となっております。なお、9ページの地すべり防止区域全体図のとおり、地すべりブロックは全体が12のブロックに分かれておりますが、現在このうち9ブロックについての対策工事が完了しており、今年度残ります3ブロック、E、F、Gの3ブロックになりますが、この対策工事を行って今年度全工事を完了させる計画となっております。その後、平成21年度からは2年間の経過観測を行った上で問題がなければ、平成22年度には事業を完了させる予定でございます。経過観測につきましては、地下水の上昇や地形の変動につきまして自動観測システムによりまして監視を行っていく予定にしております。事業の必要性、事業の有効性及び事業の効率性等につきましては、資料の3ページから5ページに記載のとおりでございます。

以上、平地区の地すべり対策事業の計画変更の概要につきましてご説明を申し上げました。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

森杉部会長 ありがとうございました。ご意見、ご審議お願いいたします。

この件、ほぼ事業もう終わったんですね。ですから、とにかく継続ということ以外何物でもないと思いますけれども、あとはもうちょっとボーリング等の調査をやった様子を見るというお話でございますので、その結論はもう問題ないと思いますが、事後評価的な観点も含めてどうぞご審議のほどをお願いいたします。

加 藤委員 15ページのところでB/Cが2.68という数値になっているんですが、おもての前の方ですと2.25という数値になっています。この数値の違いというのはどういうことなのですか。14ページでも2.25なんですね。どちらが正しいのか。

防災砂防課 15ページの2.68というのは、それぞれのBとCの生の数字です。それを15ページの方で社会的割引率ですとか、過去の貨幣価値に変えて出したものが最終的には2.25と、そういう計算内容になってございます。

両 角委員 次々に災害が起きていますね。今度追加していますけれども、そういう見込みというのは今回はないんですか、もう。大体これで。ちょっとさっきのどなたかのコメントがあったんですけども、絶えず起こるものですよ、これね。

防災砂防課 地すべりにつきましては、なかなか予測というものは地震の予知と同様になかなか難しいものがございます。それで、実態といたしましては、現在県内にはこういった地すべりの危険箇所としてうちの方でカウントしている数が105カ所ございますが、これは宮城県に限ったことではなくて全国的な傾向なんです、ある程度そういった前兆の現象があった場合に、そこについて対策工事を実施していくというような状況になっているものですから、今回もいろいろ斜面崩壊がありますとか、そういった段差とかそういった地すべり現象が明確に確認された段階でそこに対策工事をしていくような形でやってきてございます。この当地区は一帯が地すべり地形となっております、ただもう今回で後は100%大丈夫かというのはなかなか言うには難しいところがございますが、現在の段階では今回拡張した部分を終われば、対策後の当該箇所の事業については完了ということで一応考えてございます。

森杉部会長 ほかにどうぞ。いいですか。それでは僕の方から。

便益の計算の仕方ですけれども、僕もこの辺はマニュアルにこういうふうにしてあるのかどうかも知らないんですけども、これは。便益の計算の方で危険区域と湛水区域ともう一つありましたよね。で、危険区域の場合ですと、そこにある資産があつて、資産額が100%この必ず壊れるというような被害を受けるというふうになっていまして、これを防ぐことができるというのが便益になっているようにも思いますが、何だか変ですよ。何だか変ですよというのは、第一こういう被害がもともと確率的に起きるものですよ。ちょうど河川ですと、こういう被害は洪水の規模に応じて確率的に起きるというふうに計算して、期待被害額を出して、これを便益とするというふうにしていますよね。ここでは多分それをしておられないでしょう、これは。単にこの対象とする資産が全部壊れることを防ぐことができます。100%。だから、100%確実に被害が必ず起きますよ。いつ起きるかもここで言っていないんですけども。というふうなマニュアルになっているんですか、これは。地すべりのこの便益の計算の式は。

防災砂防課 今回出させていただいたB/Cの計算の式ですけれども、こちら国土交通省の方から提示になっている全国共通のものなんでございますが、危険区域と冠水区域というふうに分かれてございますが、危険区域というのはまさしく山崩れ等のところで、冠水区域というのは……。

森杉部会長 それはそちらはいいですけども、当面危険区域の被害軽減額がもうほとんど100%ですから、こちらの計算の仕方だけがマニュアルでこういうふうになっているんですかという質問なんですけれども、こういうことになっているわけですか。だから、確率なんか全く計算しないような格好で計算しなさいというふうになっているわけですね。

防災砂防課 確率年、一応50年という期間の中でこういったものが起こるだろうというふうに。

森杉部会長 50年の中で、この被害がどんなふうにかかるんですか。毎年50分の1の確率で起きるということになるんですか。

防災砂防課 被害が起こるのは1回きりなんですけれども、それを……。

森杉部会長 1回きり。

防災砂防課 はい。1回きりと言いますか、1回そういうふうには計算上なっているんですが、それを前後50年の中で割り戻して14ページの方ですけれども、一番上の方の四角の二つ目の方に片括弧で「年便益算出表」というのがございますが、そこで真下の全被害50分の1とありますが、1回の被害額が6431.88なんです、これを50分の1……。

森杉部会長 そうですか。わかりました、わかりました。これ計算されているんですね、確率。はい、わかりました。ごめんなさい。私の勘違いでした。これは結構です。はい、どうぞ。

長 田委員 参考にお聞きしたいんですけれども、被害額の算出の仕方の基準なんですけれども、例えば家屋倒壊とか床下浸水という場合は何となくその基準があるみたいな感じがするんですけれども、人命にかかわるみたいなもののポイントというか、そういう基準のようなものはあるのでしょうか。

防災砂防課 基準といいますか、今回人命にかかわる部分については、16ページの方で危険区域の人家の対象戸数76戸というふうになってございますが、その76戸の一番下の方に人的被害ということで8)がございまして、そこにVが76戸です。掛ける0.297プラス4.344という係数を掛けて、そこで出された死者が26人というふうに算出してございます。その26人を、また後ろの方に行っていただきまして18ページでございまして、こちらの方に村田町の総人口にかかる各年齢世代別の割合を出したものがこちらの表です。それぞれの人口にかかる年齢別の割合と、あとそれぞれの世代のその生産原単位というんですか、それを掛け合わせていったものを積み上げていった額が、一番下の方にあります772,444ということです。26人を村田町の世代別人口比で割って、それにそれぞれの生産原単位、生産額ですか、それを掛けていって足し合わせた額が人的被害算出額といったようなこういった計算で算出してございます。

遠 藤委員 1人当たり3,000万ということですか、単純計算で。

森杉部会長 恐らくこの数字は、今は大分道路局も変えているんですけれども、かつて慰謝料で平均値を使っていた時代があるんです、3,300万とか。そういう時代の

使っている値のことがここではその後も使われていると。恐らくそういうことではないかと思えます。もともと人の命の値段の計算の仕方というのは大変難しい問題があるんですけれども、現在では統計的生命の価値と言って世界的には1人当たり大体先進国では2億円ぐらいとか、1億円ぐらいとか、そういう値を使っていますね。これも恐らく改良を今からやっていくかもわかりませんね、河川局のは。

沼 倉委員　もちろんこの工事はもう終わりで、これは最後までということになるんだと思うんですけども、やはり今回の栗駒の山の大規模な地すべりを見てみると、この区域も本当に大丈夫なのかというのがどうしても残ってきますので、その代替案のところから前住んでいるから離れるのは難しいということも記載があって、住んでいる住民の意識ってそうなのかもしれません、その辺の見切りは今後またここが地すべり等が起こったときには、集団移転も含めてトータル的に一番安全な方法の選択というものも視野に入れていただかないといけないかなというふうに思います。

防災砂防課　先ほどもちょっとご説明の中でも申し上げましたが、一応今の予定では工事の方は一応20年度で完了いたしまして、その後2年間いわゆる水位の測定でありますとか、あとひずみ計というものを設置しまして、そういった地形的な変動につきまして、それは自動観測システムによりましてずっと監視を行っております。2年以降につきましても継続して観測はやってまいりますけれども、それで、そういった異常があった場合には、すぐにそういったことで避難ができるような体制をそういったものを整備していくことにしております。

森杉部会長　これはまた近くのおよそのところで地すべり起きないでしょうね。心配ですね。人がいなければいいんですけども、そんなことはいかんけれども。
いいですか。ご苦労さまでした。この工事も一応完成したということですね。
では、形式的には継続です、ご苦労さまでした。よろしゅうございますね。はい、ありがとうございました。
それでは、最後ですので、加瀬沼公園整備事業についてよろしく申し上げます。

都市計画課長　都市計画課でございます。よろしくお願いいたします。
それでは、事業番号31番、加瀬沼公園整備事業につきましてご説明をいたします。これは再々再評価でございますので、三度ほど再評価いただいております。今回で最後にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
施工地名でございますが、塩竈市市大日向町、それから多賀城市市川字後谷地外、それから利府町加瀬字新堤下外ということで、2市1町にまたがりまして施工しております。11ページをごらんいただけるかと思いますが、何度も再評価やられておりますのでご承知かと思いますが、今申し上げました塩竈、利府、多賀城にまたがりまして3行政区域にまたがった事業を進めさせていただいております。

もう一度1ページにお戻りいただければと思うんですが、1ページ目の下の方の再評価、再々評価時につきましては公園面積及び施設の内容について変わって

おりませんが、2ページをちょっとお開きいただければと思います。今回三度目の評価をいただきますに当たりまして、特にB地区、C地区と言われるところにつきましては、特に2ページですとC地区を比較していただければすぐわかるかと思うんですが、従前園路とか散策路、あと広場もろもろ整備する予定でございましたものを極力簡素化いたしまして、B地区、C地区につきましては散策路、四阿、駐車場等に限定して事業を進めるということにしております。その結果、後で申し上げますが、事業費等につきましても大幅な縮減を図らせていただいております。面積につきましては2ヘクタールほど増えておりますが、これは隣接します都市計画道路のルート変更に伴いまして、その関連で2ヘクタールほど公園面積に含ませていただいておりますが、これもB地区、C地区に関する部分でございますので、将来的にはそのまま今の形を残すような形を基本として進めていくという予定でございます。

事業の内容につきましては下の方に書いてございますが、99.3億円ということで再々評価いただいておりますが、今回は34億4,000万円を減じまして64億9,000万円の事業費といたしまして、しかも平成32年度までの事業計画を平成23年度まで大幅に短縮いたしまして概成させようというものでございます。内容的には先ほど申しあげましたように、B地区、C地区における施設整備を極力簡素化するというのと、それに加えましてE地区におきましては今多目的広場等整備されておりますので、多くの人が集まっているという関係から、地震時等の災害が起きたときの防災上必要な耐震性のその貯水槽もしくは簡易便槽等についてはE地区に整備をしながら、今申し上げたように全体を簡素化しよう。それから、用地買収がまだ終わっていないところにつきまして、これは約25ヘクタールございますが、その部分は今後無償の借地方式で行っていきたいということで、用地買収につきましても現状まで進めておったものプラスで23年度までに終わらせたいというのが我々の考えでございます。その結果、3ページ目に書いてございますように、再々評価時に99.3億円でありました事業費が64.9億円、用地費につきましても44.7億円から34億円ということで大幅に減少させていただいております。

ここで平成15年度の詳細審議内容結果の整理表というものをごらんいただければと思います。よろしいでしょうか、6、7ページでございます。まず、流入している水量についていろいろと資料を提出してほしいという指摘がありまして、それは当時示させていただきましたが、3段目のぼちで用地買収が必要な理由を説明してほしいということがございました。そのとき我々借地についてはかえって割高になるということで用地買収より不利であるということを申しあげましたが、この当時は借地料を地権者の方にお支払いをして、それを例えば20年とか30年お支払いしたときに、公有地化するよりも金額的に逆転するということを申し上げたんですが、実はこの再々評価でいろいろご指摘を受けたことを受けまして事業内容を見直しました結果、今後は冒頭申し上げましたように無償で借地をさせていただく形で地権者の方と交渉させていただくということにいたしましたので、その関係でこの当時申し上げた内容は解消させていただいているというふうに理解しております。それから、5段目のところに水質が悪いということでご指摘がございました。これは後ほど資料の4でご説明をさせていただければと思います。それから、6段目、経費削減をしていただきたいということで散策路

も必要ないのではないかというようなご指摘受けまして、これも15年当時の再々評価での指摘を受けまして、先ほど申し上げましたように事業内容を大幅に縮減してありまして簡素化した形で終了させよう、概成させようということでございます。同じように平成4年から水質が急に悪くなったのはなぜか、これは資料4で後で説明をさせていただきます。もろもろそれ以外いろいろご意見ございましたが、大きくは水質の部分、それから用地の買収の部分、それから施設整備の内容についてご指摘いただいたわけですが、先ほど申し上げましたように、全体を簡素化しながら用地買収を無償借地、それから事業期間を23年度に短縮するというので、再々評価を受けましてこのような形に事業計画を変更してきたということでございます。

資料の方にお戻りいただきまして4ページをお開きいただければと思います。事業の概要でございますが、完成予定年度、先ほど申し上げましたように平成32年度から完成予定年度23年度ということで、9年ほど短縮させていただいております。進捗率につきましてはそれをベースに考えますと93.6%というような形で計算をさせていただいております。いずれ23年度までに概成をいたしますので、それに向けてしっかりと整備を進めさせていただきながら終了させていきたいというのが我々の考えでございます。

なお、平成18年度から指定管理者制度を導入しておりまして、この公園、我々五つの公園を指定管理者に委託しておるんですが、入れ込み客数が増加しておりまして、指定管理者に移行しましてから大幅に増加しておりまして、年間26万人の方にご利用いただいておりますが、これは他の公園を圧倒する利用者数ということになってございます。それがちょうど5ページ目の事業の有効性というところに書いてございますが、ちょうど春の桜の花見のシーズンと10月の芋煮会のシーズンには、一月に大体3万人ぐらいずつ訪れるということで、有料公園ではないので無料でございますので、どなたでもお出でいただけるということで非常ににぎわっているということでございます。それから、ボランティア活動ですね。サポーター制度というものを導入しておりまして、年間1,000人の方々に清掃活動を行っていただいているということで、よくご利用いただいております。

事業の効率性につきましてですが、先ほど来申し上げておりますようにコスト縮減計画のところを書いてございますが、緑区域における施設整備につきましては自然地形を最大限生かすこととして構造物等の設置を最小限といたしております。それから、緑区域の用地買収につきましては、残った区域を無償借地ということで整備をするという方向に変えております。それから、費用対効果の計算ですが、これは平成15年当時はマニュアルがまだ整備されておらなかったのですが、平成19年に、19年はこれ第2版ですが、その後、大規模公園費用対効果分析手法マニュアルというものが整理されまして、6ページをごらんいただければと思いますが、そのマニュアルに基づきまして費用便益比B/Cを算出いたしました結果、再々評価時の1.68から今回は3.33に便益が上昇しております。これは直接利用価値と間接利用価値というものに分けて評価をすることになっておりまして、これはそれぞれ手法が決まっております、6ページに記載のとおりでございます。また、7ページは残事業に対するB/C算出しております、2.04という数値を得ております。

8ページに飛んでいただければと思いますが、これは後ほど資料4でご説明申

上げますけれども、環境と対策の部分で加瀬沼の水質経年変化と書いてございますが、COD値おおむね8前後で推移しており、若干ながら近年は改善の傾向が見られるということ、それからC類型ですが、基本的にCOD8以下につきましては日常生活において不快感を感じない限度ということでございますので、数値で後で説明いたしますが、数値上は改善が見られております。そういったことがございまして、再々評価時につきましてはさまざまな附帯意見いただきながら進めてまいったわけですが、特に水質の保全等につきましては管理者であります多賀城市、塩竈市、利府町との連携を図りながら我々も取り組んでまいりますので、これも後ほどご説明申し上げます。

そういった関係で23年度までという目標を掲げましたので、これは事業継続ということで対応方針案を策定させていただいております。10ページには変更いたしました事業工程表でございます。それから、11ページ、12ページ、13ページが区域図、位置図ですが、13ページですね、大変申しわけなかったんですが、公園の北側のところがちょっとこう凹凸の凹の形にへこんでいるんですが、実際はちょうど上の方に字が小さいんですけども「道路建設中」という字が小さく書いてありまして、道路が北側に凸形に振られています。実は色の塗っていないここが先ほど2ヘクタールほど面積が増加したというところの位置になっておりますが、おわかりになりますかね。ちょっとピンクで書いてある北側のちょっとへこんでいるような逆なのかな。ちょうど目のような形になるようなところなんですけれども、実際にはそこが赤色の部分で塗られなければならないところをちょっと我々色の記載を忘れたということです。大変申しわけございません。これは14ページのC地区ですか、C地区の赤いところの形状と、13ページの下の図をちょっと見比べていただきますと、ちょうど凹凸の部分のところが逆転しているのがおわかりになるんじゃないかなと。

それからあと、15ページ以降はB/Cを算出する際に使用させていただいた競合する公園とか施設計画図、それからあと、今の事業の状況ということでちょっと写真の数がたくさんございますが、実際に年間26万人の方にご利用いただいているということ、それから21ページ以降は今般作成されましたマニュアルですね、マニュアルの内容の計算方法の抜粋と、あと29ページ以降につきましては費用便益の計算結果、計算表を添付させていただいております。

それで、よろしければ追加資料の4をごらんいただければと思います。これはちょっとおわびというか、私たちの誤認もあったんですが、加瀬沼の水質状況を昭和56年から平成19年までもう一度調べ直しました。その結果、昭和57年から平成3年までの値をCOD値ではなくてBODの年間平均値を誤記しておりました。これは実は環境対策課の方でまとめられている総括表からそのまま転記したんですが、そこにちょっと誤りがあったようで、その関係で見ますと皆さんからご指摘いただいたように56年までCODが9.8だったのが57年で急に3.2に落ちて、ずっと3とか4台で平成3年までそうで、平成4年に8に急に上がったということで、なぜ平成4年に急に水質が悪化したんだというご指摘があったのはごもっともなんですけど、実は正しい数値が今回修正値ということで下の方に書いてございます部分でございます。それを折れ線グラフに表示したのが真ん中なんですけど、ご承知のとおりちょっと出入りはしているんですけども、最近少しずつ少なくなってきております。大体CODで8を切るくらいになって

きていますので、C類型とはいいいながらも確実にそれをクリアできるようになってきたのではなかろうかと。

実は再々評価以降、16年度以降いろいろ取り組んでまいっております。ここに書いてありますように五つほど取り組んでおりますが、まず環境対策課による毎年6回の水質変化の経年変化の把握、それから多賀城市、それから農協と共同しましてEM菌という浄化菌ですね、それをちょっと活用してやってみました。ただ、うまくいきませんでした。ということで、今度は18年に民間業者がいろいろ水質浄化のためのしかけというか、機械があるのでやってみたいということだったんですが、実は現地はそれほど水質が悪くないということで、浄化する自分たちで試験するためのところとしては水質がちょっと良すぎるとということで撤退されております。その後、東北大学の西村教授ですね、実はNPO法人の環境生体工学研究所というところの所長さんをされているんですが、そのNPO法人に水質検査を依頼いたしまして、今年度も水質の調査とかしていただくんですが、経年的にどういった変化があるかということを経続的に押さえていただこうというふうに考えています。西村先生いわく、窒素、リンで言いますと窒素非常に高いんですが、リンが極めて値が低いと。バランス的にはN、Pが高いと湖沼は富栄養化をするんですが、リンが極端に低いということは逆にアンバランスな状態なので、水質も今の形である程度良好というか、現状維持の形で保たれているのではなかろうかというようにことをご指摘されております。

ちなみに、次のページをめくっていただくと、沢の水の流入部の状況が書いてございます。これは13カ所入っているんですが、一番の流入箇所はKとJと言われる沢でございまして。その入り口のところの写真を撮ったものが下の写真です。ヨシが相当群生しております。そういった意味ではヨシによるその浄化作用というものもある程度期待できますし、あと湖面はこれ実はコケとかそういうものだろうと思いましたが、これは水草ということで、これも逆に水質を悪化させるのではなくて浄化する方向に働いているのではなかろうかというように考えております。なお、ここの水収支についてはちょっとバランスがとれていないと。流入する沢とですね、バランスがとれていないということで、多分わき水がその湖というか沼の中にあるんだらうというご指摘もされていまして、そのわき水がある程度水質を悪化させない役割も働かせているのではなかろうかというのが西村先生のご指摘でございます。

以上、再々評価時のご指摘等を踏まえまして全体を説明させていただきました。よろしくご審議お願いいたします。

森杉部会長 ありがとうございました。ちょっと聞き漏らしたんですが、今後やる事業は、ここあと数年やる事業はどこですか。10ページでこの中身は何であるというの
はわかりますか。

都市計画課長 一部用地買収をするために説明会をさせていただいてご了解をいただいている
方がいらっしゃると思いますので、23年度までに必要な部分についての用地買収と、
あと先ほど2ページに事業内容のところを示してございますように、B地区、C
地区の散策路、四阿、ベンチ、それからE地区はあと災害便槽等ですね。

森杉部会長 はい、わかりました。ありがとうございました。どうぞご審議のほどをお願いいたします。

山 本委員 買い取りではなくて無償ということで、借りるということで、本当に実現するのなら大変結構な話だと思うんですが、今まで買い取りに応じなかった方たちのところを、これから25ヘクタールの結構市街地に近いところを無償で借りるということがそもそも可能なのかということ。あと横浜市なんかでもこういう形で借りて公園整備するということをやっているんですが、ここでも最低ライン、固定資産税相当分とかそういったぐらいはお支払いしているのが通例なので、全く無償というのは余り聞いたことがなかったので、その辺の見込み含めていかがなんでしょうか。

都市計画課長 まず、用地買収を行わずにその借地方針に変えるという話なんですけど、これは実は用地買収をする際に、その説明をする相手の方を、対象者を決めまして順次行っていますので、まだこれからその借地に契約に移行される方は明らかにこちらが買いますという意思表示をしていないものですから、今後説明をさせていただきながらご了解を得ると。それから、ここは緑地環境保全地域が一部ありまして、それで公園区域ございますが、その両方にもかかっている方いらっしゃいますが、緑地環境保全地域の場合ですと既に固定資産税の減免が行われております。それから、今回我々借地をさせていただく際には、やはり同じような固定資産税の減免と、あとある程度時間がたって、もしくは条件満たせば相続税についても減免されるような措置を講じていきたいと考えています。

沼 倉委員 今回の借地の契約する際の期間はどの程度を予定されているんですか。

都市計画課長 大体基本的には20年ということで、それを超える場合には、またさらに延長の契約をさせていただくようになると思います。

沼 倉委員 20年となると、今そのB/Cの計算で便益50年とマニュアルに従って見ていらっしゃいますけれども、30年については保証がないんじゃないかと思うんですけれども、それについてはどうなるんでしょう。

都市計画課長 基本的にB/Cを計算しますときに、用地買収をしないということでその部分をディスカウントするのではなくて、遺失利益という考え方で用地買収相当分を既にコストに入れております。ですから、それでもってB/CのCはカウントされていますので、それは50年そのまま、20年であろうと計算されるということでもあります。

徳 永委員 別な話なんですけど、現在26万人利用されているということで、一つはその指定管理者制度になったことによって増えたというのがどういう要因で増えたのかということを知りたいということと、それからもう一つは、その26万人という数が便益計算しているときのその集客力と言うんですか、これマニュアルではいっている想定人数で便益計算をしているんですよね。それと比較してどうかという

2点なんです。

都市計画課長 基本的にマニュアルをベースに計算していますので、これ26万人というのは結果として得られた数字ですのでB/Cとは連動していないんですが、今のご指摘で26万人を入れたときどうかということになりますと……、実際にマニュアルの方では年間利用者数何人という数値を固定化して計算するような仕組みになっていませんので、どうですかね。そのマニュアルから逆算して年間の利用者数が出るかどうかということなんですけれどもね。

森杉部会長 それ実はできますよ。実は岩手県でこの問題やましてね、たまたま。できるはずですから、今回のこととは関係ないんですけれども、あのマニュアルがやはり過大評価をするようなマニュアルになっているんですね、正直なところ。だから、人数は多分倍ぐらいの値になっているはずですよ。多分。感覚です。ただ、26万人は結構大きいですからね。せいぜいそのマニュアルから出てくる数字は30万人とか、案外近いかわかりませんね、これは。ただ、ちょっと検討に値しますよ、この問題は。技術的な問題ですけれども、ここと離れてもいいと思いませんけれども。

都市計画課長 ちょっと入れ込み数が毎年26万人で安定しているかどうかというと、これ気候とかそういったいろんな要素ございますので、たまたまその19年度は26万人ということだったんですが、これは我々いろいろと努力してきて、指定管理者、実はイベントをみずからいろいろ仕掛けまして人が集まれるようなことをやっているものですから、そういった意味でも指定管理者に移行していろいろと努力していただいている成果でもあるかなというふうに見ています。

森杉部会長 その指定管理者の方に対しては、対価はどんなふうな格好で払っておられるんですか。

都市計画課長 平成18年度から既に3カ年目に入っています。今回で第1回目の指定管理者の指定期間は終わって21年度から新たにスタートするんですが、平成18年度に委託をしたときに、公園によってちょっとばらつきがあって、この公園は余りコストカットになっていないんですが、平均30%のコスト縮減が図られています。要は地方自治法に基づいて管理委託をしていた時代から、17年度までから18年度に移行した段階で年間約30%ぐらいの支出減ということで請け負っていただいたというのがございます。

森杉部会長 どういう契約、請負をやるんですか、それは。

都市計画課長 これは指定管理者制度に基づいて公募をいたします。公募をいたしまして、いわば総合評価方式というんですか、技術提案と価格提案をそれぞれ比率を決めまして、大体8対2ぐらいですか、技術提案が8とか、価格が2とか、そうじゃない場合もあるんですが、そういった割合でもって全体の評価をしまりまして、得点化しまして、得点の高い方に委託をするというような方式でございます。

森杉部会長 わかりました。イメージはわかりました。

山 本委員 私は岩手県の公園の指定管理者制度の選定委員なのですが、逆に物すごいディスカウントして、最近更新になったときに余り絞ったらかわいそうじゃないのというぐらい絞り過ぎている感もあるので、今ぐらいが限界じゃないのかなという感じがしますね。

森杉部会長 加藤先生どうぞ。

加 藤委員 これ具体的には現在の指定管理者というのは名前聞かせてもらえますか。公表できるんですよね。参考までに教えていただきたい。

都市計画課長 これは宮城県の建設センターでございます。従前も自治法に基づきましてその建設センターが委託をしておったんですが、これはいろんな意味での相乗効果というんですか、複数の管理者がそれぞれ入り込んだ関係で、いろいろ管理に關しての努力というんですか、それをしていただいています。我々も実は年2回ほどそういう連絡会議を開かせて、善政競争というんですか、いい方に公園の管理が向くようにという連絡を、意見交換をさせていますので、そういった関係で実は同じ管理者なんですけど、入れ込み客数が増えたり、苦情の件数が減ったりということでも効果を上げています。金額的には実はこの公園、指定管理者に移行したときにそれほどディスカウントにはならなかったんです。10数%でしたか。

山 本委員 パターン的に、今までの利用でこういう問題があったからこういう改善策を取りますみたいな提案が出てきてそれを実行するので、まず間違いなくその利用人数は伸びるんですね。何回もやったらば、どこかで頭打ちになるとは思いますけれども。

長 田委員 指定管理者になるのは団体が主なんですか。個人ではなくて。

都市計画課長 民間の方も参入されています。もともと民間の活力を活用しようということで地方自治法が改正されていますので、そういった意味では自治体の方が先行しているんです。国は今度市場化テストということで、これも民間の参入を得るための仕組みをつくっていますが、そちらは進んでいないですね。我々の方はもう既に指定管理者制度を導入して3年という実績を得ているということです。

加 藤委員 公募をやって、結果としましてその結果はきちんと公表されているんですか。

都市計画課長 当選された方というとおかしいんですが、委託が決定された方の名称とその方の得点は公表いたします。しかしながら、ほかの方の得点も公表はするんですが、これ競争上の不利益をこうむられてはちょっと困るということもあって、それ以外の方の順番に關する名称は控えさせていただいて、ただ、募集というか、公募された方の全体の名前はお出しするんですが、落選といたらいいか、選ばなか

った方はちょっと控えをさせていただいているということです。

森杉部会長 この指定管理者制度そのものについての報告書等が出る予定ですか。

都市計画課長 これは毎年、年次報告書を出させておまして、あと、月ごとに入れ込み客数の報告、それから指定管理者が行った事業の内容ですね、毎月報告していただいております。

森杉部会長 それ、これにもほしいですね。この中に何か入りませんかね。

都市計画課長 どういうふうに乗せますかね。

森杉部会長 例えば、維持管理費のところの費用はお金が入っているんですけども、これが節約できているとかいうことと連動するかもわかりませんし、便益の計算に当たって、先ほどの入れ込み客数との関係が明確になりますと、この効果がその指定管理制度とどう連動しているかというようなところでの言及の仕方が一つと、それから何か特記事項でこのワンセット一つ簡単にこの報告書の中に載せていただくというようなことをご検討いただけませんかね。

都市計画課 指定管理者制度になりましてからの事業費を31ページの方に、31ページの費用というところに維持管理費の費用を計上しております。数値は細かい数字が1980年から2060年まで並んでおりますが、2009年のところの維持管理費を見ていただきますと23.31、これは2,331万円が今現在の指定管理者の年間の費用というふうなことになっておまして……。

森杉部会長 なるほど。ここで反映しているということね。

都市計画課長 はい。

森杉部会長 なるほど。これはこれでもう既に反映されていると。これちょっとコメントがほしいかもしれんな。この数字は一体どういう根拠かということと、今の話とね。

都市計画課長 この間、指定管理者公募したときに選ばれた指定管理者が提案してきた金額で、実は18年度から19、20、3カ年固定で提案していただいておりますので、変動がないということです。

森杉部会長 わかりました。という数字であることはどこかにちょっと注意書きしていただくといいですね。はい、どうぞ。

徳 永委員 費用の方はそれで非常にわかりやすいんですけども、入れ込み客数の方ですね、こちらは、無料のところなぜこういうふうに見える努力を管理者がするのかなというところが疑問だったんですけども、先ほどのお話だと、その総合評価の技術提案というか、そこのところで提案してくるということですよ。です

から、それは入札の段階ではあくまでもほとんどやるけれども、それによって本当に増えるかどうかはわからないわけですよね。何かその評価というのをきちんとやってあげて、次回更新時期にどうそれを評価するのかというそういう仕組みづくりが必要なんじゃないかなという気がするんですが、そこら辺は何か検討されていますでしょうか。

都市計画課長 実には五つの公園を指定管理者に委託していますので、私どもの方で通信簿をつけさせていただいています。これは先ほど申し上げたその入れ込み客数に対する努力とか、要するに利用者に対する利便性の確保とか、あと通常の維持管理をしっかりやっているとか、幾つかの項目でデータチャートみたいな形になるんですが評価をしているわけです。その評価は、今度21年度に新たに指定管理者の募集をする際の、いいとこどりなんですけれども、そのいいレベルのものを各管理者に要請する内容として、要請って規制はできないんですが、要請内容として公募条件の中に盛り込ませていただいているということです。

森杉部会長 これは、これ自身はもう継続で結構ですからこれはこれでいいと思いますけれども、その指定管理制度についてどうしても報告がほしい。別途にどこかで。

都市計画課長 これは私ども都市公園ですが、ありとあらゆるところで今県やられておりますので、何か限定していただいた方がいいですね。機会を設けていただければ……。

森杉部会長 この加瀬沼公園についてだけですよ、もちろん。

都市計画課長 幾らでもご説明できると思いますけれども。

森杉部会長 そういうときほしいでしょう、これ、どこかで。そういうことで、今のお話大変おもしろかったし、今これ続けてもいいですけども、どうももう5時過ぎていますのでご機嫌が斜めになっては困りますので。いいお話大変ありがとうございました。

よろしゅうございますか。特にご質問とかご意見とかありませんか。この公園における指定管理者制度については別途にまたご報告をいつかいただくと大変ありがたいなとこんなふうに思っております、この成果を他の行政への反映とか再評価とか事後評価においてこういうことをちゃんと見積もりましょうというようなそんな形の材料にさせていただきたいと思っておりますので、ひとつご報告のほどを後ほどで結構ですのでいただきたく思います。

都市計画課長 一つおことわり申し上げますが、公園とか、例えば今回ですと下水道とか、それから県営住宅、いろいろございます。それから、土木部以外でもいろんな公の施設を管理する際に、外郭団体に委託していたものを指定管理者に移行しているものがございますから、これ何でもかんでもその指定管理者に移行するということではなくて、もともとその我々ではなくて、第三者というか、外郭団体ですかね、そういうところに委託していたものが指定管理者に移行するとか、あと、一部我々がみずから管理はしていたんですけども、それを新たに指定管理者に移行する

というものがあるので、県の行政のそのスタイルとしてすべてが指定管理者ということではないものですから、その辺だけおことわり書きをさせていただければ……。

森杉部会長 それはそれで結構です。この加瀬沼公園におけるということです。

都市計画課長 それで説明をさせていただければ、機会をいただければと思います。

森杉部会長 よろしく。勉強したいと思いますので。

それでは、よろしゅうございますね。この加瀬沼公園の件は継続ということですが、あと3年で大体終わりますということでありまして、継続で原案どおり承認ということではよろしゅうございますね。

はい、ありがとうございました。

次に(4)の報告になりますが、都市計画道路駅前大通線道路改築事業について報告をお願いします。

都市計画課長 追加資料の5でございます。前回の評価部会でいろいろご指摘をいただいた内容の宿題ですけれども、それについてお答えを我々お持ちしましたのでご説明いたします。

1ページお開きいただければと思います。大きく4点ございまして、森杉部会長さんからは最初に国道6号の付加車線の事業費計算されていないというのは遺憾だということで、これ我々反省ございました。当時国と協議が未了だったということもありまして計上できませんでしたが、今回そういった意味で計上しております。それから、きょうご報告申し上げますのは、これは徳永委員から国道6号の付加車線の延長が長いのではなかろうかという指摘、それから、同じように徳永委員から2,500台と算出している根拠と、あと走行便益ですか。それ時間短縮便益ですね。についてのその算出内容について説明すること。それから、あと田中副部会長から5番目になりますが、代替案との比較検討欄はもう少し丁寧を書いてほしいと。実は都市計画設定古いものですから、代替案を見つけることできなかったんですが、我々ちょっと作りまして、一応きょうご提示をさせていただこうと思います。

2ページ目を書いてありますように、国道6号の関係のその事業区間が長いというご指摘につきましては、ちょっと左側に山みたいな感じがありますが、これはその切り土の部分になっていまして、そこを追い込みますと相当な事業費がかかるということから、逆にその切り土の区間を回避するという意味で、全体の線形を東側にシフトしております。その関係で延長が412メートルになっておるんですが、明らかに事業費的には相当な短縮が図れるということで、我々国とこういった形で調整をさせていただいた結果だということでございます。これは切り土区間を避けさせていただいて、できるだけ切り土、盛り土のバランスも配慮させていただいたということでございます。

それから、3ページ目ですが、これちょっと複雑なんですけれども、駅前大通線ができた場合にどういうふうに交通のそのシフトが起こるかというのを計算したものです。現況交通量が第4回の平成14年度のパーソントリップ調査の結果

なのですが、それを平成27年度の計画交通量に置きかえたときに、括弧書きで下の方に書いてありますのが駅前大通線がない場合で、括弧の上に書いてあります数字が駅前大通線ができたときに各路線からシフトする交通を束ねたものです。例えば、さきにあります亘理停車場線から10%、町道からは約34%、下の方の塩釜亘理線とありますが、5,887と書いてあります。これは5%ぐらいシフトするだろうということで、最終的には約2,500台、2,498台を駅前大通線に配分させていただいたと。その結果、4ページに書いてありますように、走行時間短縮便益を算出しました。これはマニュアルにのっとりまして計算した結果なのですが、その結果といたしまして、供用開始年の走行時間短縮便益で1億9,422万4,171円という結果を得ていますということです。

さらに、代替案についてもう少し丁寧にということで5ページに書いてございますように、今の今回の計画案と、あとこの道路ではなくて町道が南側にございますので町道を拡幅した場合の案を比較しました。その結果、全体的な事業費もそうなのですが、家屋の影響とかそういったものを考慮いたしますと、やはり今回の案が優れているだろうということで結論を導きました。県道拡幅案というか、右側に参考と書いてありますが、下の南北に走っていましたが亘理停車場線を拡幅した場合というふうに考えていましたが、これちょっと代替案になり得るかなということもありますので参考として考えておりますが、いずれこの案も含めましても現案が優れているという形で一応資料をつくらせていただいております。

以上でございます。

森杉部会長　これはご報告ですけれども、ご質問、ご意見、あるいは感想。どうぞ。

徳永委員　4ページの表で、走行速度、旅行速度なのですが、例えばこの3番、4番のいわゆる6号ですね。これが非常に遅いですが、こういう数字でいいんですか。

都市計画課長　そうなんです。これマニュアルに入れてしまうと、混雑度がきいているので混雑度が2以上になると2で打ち切りなのですが、あと延長ですね。延長が来るものですから、412メートルで混雑度が2というと、もうほとんどとまっているような数字になっちゃう。これちょっといかんともしがたい。我々が勝手につくれる数字ではないので、一応それにのっってはじき出した結果です。ですから、同じ混雑度2でも1,470メートルの方が延長が長い分だけ速度は多少速く出ているということです。ちょっといかがなものかなという感じはするんですが、いたし方ないところですね。

徳永委員　若干ちょっと現実的ではないかなという気がしないでもないんですが、そういう意味では例えば町道の6番なのですが、多分相当狭い道だと思ってしまうんですが、こういうところでは本当に45キロも出していいんだろうとか。

都市計画課長　そうですね。条件は入れてはあるんですけれども、どうしてもそういう数値が出てくるので、これは森杉部会長には申し分ないんですけれども、マニュアル上のちょっとどこかで有されている課題かなと思っています。

森杉部会長　　だけれども、こういう非常識なやつは少し修正してみるかなということをやっていたかと助かりますけれどもね。

都市計画課長　　そうですね。実際の旅行速度なんかがわかると、それを……。

森杉部会長　　ある程度想像つくでしょう、こんなの。

都市計画課長　　それを引用するというところもあるんですが。

徳 永委員　　というのは、3番、4番が速くないと、こっちに迂回してくれる人がいなくなるんじゃないかというところとも連動するので、若干ちょっと気になる数字ではあるんですよね。

都市計画課長　　そういう意味では3ページの数字と多少その入りこみの関係で矛盾するというのは私も承知しております。

森杉部会長　　ちょっとこれ簡単に鉛筆なめて、このぐらい変動したらどうなるかなって、すぐできるでしょう、これ。

都市計画課長　　まあできますね、はい。

森杉部会長　　また別な機会でもいいですけども。

都市計画課長　　要は整備ありの状態で全体の改善効果が見られるかどうかということなので、これちょっと変な話なんですけどね。数字上おかしな部分あると斜で見たときにどうなるかということになると、大体こんなものかなという見方しています。というのは相対的な差ですね。絶対的な数字ではちょっとおかしなものばかりいっぱい出てくるんですけども、相対的な差で見ると、まあこんなものかななんていう感じもしないでもないですね。

森杉部会長　　どうします。しょうがない。しょうがないそうです。

都市計画課長　　私どもちょっとしょうがなくて。

森杉部会長　　本当はやはりこういうところを1個1個丁寧にやるべきなんでしょうけれどもね。ある程度皆様方の専門性を生かせば、この数字なんていうのはある程度もつともらしい数字が出ると思うんですけどもね。

ほかにございません。よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。

本日は以上で審議は終わりですね。どうも長時間ありがとうございました。

あと残っているのは、実は現地調査どこに行くかというお話があるんですけども、県南部の三つぐらいでどうかと思っております。

